

○坪内委員長

ただいまから環境厚生委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、健康福祉部及び病院局、環境生活部の順で所管事項の審査及び調査を行います。なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、御承知おきください。

これより健康福祉部及び病院局の所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、健康福祉部長の挨拶を受けます。

周山健康福祉部長。

○周山健康福祉部長

おはようございます。坪内委員長、岸副委員長をはじめ、委員の皆様には健康福祉部の所管業務につきまして、平素から格別の御理解、御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

はじめに、今議会前に行いました重点要望についてでありますけれども、厚生労働省などに対して県の実情をデータ等で示しながら、診療報酬の遡及改定などの対応を求めたほか、高額療養費の見直しの撤回などを働きかけてまいりました。引き続き知事会などでも要望してまいりたいと考えております。

また、先般、国から令和6年の合計特殊出生率が公表され、詳しくは後ほど報告させていただきますが、全国は前年から0.05ポイント下がり、1.15、本県は0.03ポイント下がり、1.43となり、いずれも過去最低となりました。国全体で合計特殊出生率が低下し続けている状況を地方の努力だけで食い止めるのは限界であり、県としましては、政府に必要な対策を求めるとともに、結婚、出産、子育て支援に関する一連の取組を市町村と連携して一層進めてまいりたいと考えております。

本日は、条例案、一般事件案、予算案の審査をお願いするとともに、12件の報告をさせていただきます。

委員の皆様には、今度とも格別の御理解、御支援をよろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

次に、病院事業管理者の挨拶を受けます。

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

おはようございます。一言御挨拶申し上げます。

坪内委員長、岸副委員長をはじめ、委員の皆様には日頃より病院事業に対しまして、格別の御理解、御支援をいただきまして感謝申し上げます。

まず、県立病院の経営状況につきましては、他の病院と同様、令和6年度診療報酬改定では、給与改定、そして物価高騰を反映し切れておらず、極めて厳しい状況でございます。このため、今月はじめには、全国自治体病院協議会を含む8病院団体から国に対しまして、病院の窮状を打開するための緊急の財政出動等の要望が行われたところでございます。また、県におきましても、先般の国への重点要望におきまして、先ほど健康福祉部長の挨拶でも触れられましたが、知事から診療報酬の遡及改定について強く要望されたところでご

ございます。

このような状況ではございますが、県立病院としましては、県民の皆様の健康と命を守る最後のとりでといたしまして、今後ともその責務をしっかりと果たしていく所存でございます。また、継続して経営改善に取り組んでいくことも重要でございますので、今年度の経営改善実行プランを例年より早く策定いたしまして、職員一同、一丸となって、経営改善に取り組みはじめたところでございます。

本日は、条例案の関係分1件、予算案1件を御審議いただきますとともに、先ほど申し上げました今年度の経営改善実行プランについて報告させていただきます。

委員の皆様におかれましては、病院事業に対しまして、今後とも格別の御理解、御指導をいただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された健康福祉部及び病院局に係る議案は、条例案3件、一般事件案3件、予算案2件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第82号議案のうち関係分、第91号議案及び第92号議案について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そういたしますと、病院局資料の1ページを御覧ください。第82号議案、島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今般、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われました。これに伴い、病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定の整備を行うものがございます。

本件改正に関しましては、知事部局の職員の育児休業等に関する条例、企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の3本を一括して改正するものとなっております。

育児部分休業制度につきましては、これまで1日につき2時間を超えない範囲での取得しか認められておりませんでした。このたび1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲で取得する形態が追加されております。これを受けて、病院局職員給与条例の改正内容ですが、別添新旧対照表にありますとおり、部分休業を取得した際の給与の減額に関する規定を制度変更に対応する規定に文言の修正を行うものとなっております。なお、管理者が指定する時間を10日相当とすることなど、全て知事部局に準じた形で、今後、条例の施行までに病院局の管理規程に定めることとしております。

施行日は令和7年10月1日となっております。

私からの御説明は以上でございます。

○坪内委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

そういたしますと、健康福祉部委員会資料の1ページをお願いいたします。第91号議案、島根県民生委員定数条例の一部を改正する条例でございます。

まず、条例改正の理由ですが、民生委員の定数につきましては、民生委員法第4条の規定により、県が市町村の意見を聞いた上で、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町村ごとの定数を条例で定めることとされております。民生委員の任期は3年であり、本年12月1日に全国一斉に委員の改選を迎えますが、この一斉改選に合わせて各市町村にヒアリングを行ったところ、雲南市から定数増の要望がございましたため、県の配置基準の範囲内において定数改正を行うものでございます。なお、本県では過疎化や高齢化が進む県の実情を踏まえ、国の参酌基準に世帯密度等を考慮に入れ、国の基準より配置数が多くなる県の配置基準を従来から定めております。

2の条例改正の概要ですが、雲南市の民生委員の定数を143人から145人に改正するものです。雲南市では市内の2地区におきまして、世帯数の増加により民生委員1人当たりの業務量が増えておりまして、増員の必要があることを確認しております。

最後に、施行期日につきましては、令和7年12月1日としております。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

それでは、私のほうから第92号議案、島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。資料2ページになります。

このたびの条例改正の理由としましては、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、県条例においても所要の改正を行う必要が生じたものでございます。

2番目、条例改正の概要としましては、県が国保事業費納付金を算定する際に引用しております国の基準額、高額医療費負担金基準額が80万円から90万円に引き上げられたことに伴いまして、関係規定を改正するものでございます。

高額医療費負担金の制度は、国保の保険者である市町村の財政安定化のため、基準額を超える高額な医療費について国と県が交付金により支援をする制度でございます。この高額医療費基準額につきましては、この4月に国の政令が改正されておりまして、80万円とされていた基準額が90万円に改正されているところでございます。

4番目、参考を御覧ください。国保財政の仕組みについて記載をさせていただいております。国保の運営につきましては、従来市町村単位で行われてきましたが、財政運営の安定化を目的として平成30年4月に都道府県化され、県が財政運営を担っているところでございます。これに伴いまして、県は国保事業に要する費用として、国保事業費納付金を算定し、市町村から納付される納付金を財源としまして、保険給付に必要となる費用を市町村に交付する流れとなっているところでございます。この市町村ごとの納付金を案分計算する過程において、先ほどお話しした基準額を用いていることから、このたび県条例においても当該基準額を国の政令に合わせた形で改正する必要が生じたものでございます。

施行期日は公布の日からとなります。

私からの説明は以上となります。

○坪内委員長

説明がありました、質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

民生委員のことでちょっとお尋ねですけれども、今回、雲南市さんのほうから要望があって増やすという対応なんですけれども、民生委員さんの成り手になられる方が今、少なくなってきたいて困っているという話は身近なところでも聞くところなんですけれども、全体として、それぞれ市町村ごとで苦勞の度合いはあるかもしれませんけれども、充足の状況というのはどういうふうになってますかね。

○坪内委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

充足率の状況につきましては、松江市を含む県内の市町村で昨年度末時点で、97.3%でございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

民生委員さんというと、求められる役割というのは非常に大きい、それから、個人情報の取扱いとか、結構シビアな面もあったりして、誰でも気軽に取り組めるというものでもなかったりする中で、受けてくれる方、あるいはお願いしたい方、ともに限定されてくるとも思うんです。この間、若干この数年、報酬の引上げ等あったと思うんですけれども、そういうふうに記憶してるんですけれども、やっぱりその業務といいますか、その活動等に見合うような、報酬が全てでは当然ないんですけれども、そういうところの苦勞が報われるような、そういう公の責任として、もっとこれは充実していきなきゃいけない部分かなというふうにも思ってますんで、何か機会等があれば、状況も調べた上で、国なりに要望されてもいいんじゃないかなというふうに思っているところで、意見ということでございます。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

条例案3件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。第82号議案のうち関係分、第91号議案及び第92号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第82号議案のうち関係分、第91号議案及び第92号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、一般事件案の審査を行います。

承認第1号議案のうち関係分、承認第2号議案及び承認第3号議案について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、承認第1号議案、専決処分事件の報告及び承認についてのうち健康福祉部関係分、承認第2号及び第3号議案、専決処分事件の報告及び承認について御説明いたします。資料3ページのほうをお願いいたします。

令和7年3月31日付で知事専決処分を行いました補正予算でございます。一般会計では表に記載のとおり、健康福祉部合計で3億700万円余を減額、島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計では100万円余を減額、島根県国民健康保険特別会計では2億3,100万円余を増額するものでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。一般会計の課別事業別一覧でございます。主な補正として、補正額が大きいものとしましては、下のほうの障がい福祉課の1番、障がい者施設等整備事業費1億2,900万円余の減額は、国庫補助事業の内示に合わせて減額するものでございます。それで、その他の各課の事業につきましても、実績による減額や国庫支出金等の確定による財源の補正などを行うものでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。特別会計の会計別事業別一覧でございます。上段、あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計については事業実績に伴う補正を行うもの、下段、国民健康保険特別会計については、国庫支出金等の確定に伴い、補正を行うものでございます。以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

吉田委員。

○吉田委員

今の障がい福祉の減額ですね、施設整備ということで、これ、実際、影響はないんでしょうか。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

国に要望した事業につきましても内示を受けておりまして、影響はございません。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

影響がないということなんで、なければいいんですけども、もともとは現場から整備の要望が出て、それを取りまとめたということだと思っただけで、それを現場のほうは内示がなかったからやめるというような意味での影響というのはどうなのでしょう。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

詳しいことを申し上げますと、国の予算が令和7年度当初予算と、令和6年度の補正予算がセットで令和7年度事業について予算確保されておりまして、それに合わせて、県の予算も令和7年度当初予算と令和6年度補正予算で措置しております。ただ、採択になりますと、国の内示で、この事業については令和7年度当初予算分、この事業については令和6年度補正予算分ということで、国のほうからその予算が示された上で内示を受けますので、それに合わせて、県の事業費分も令和7年度当初予算分と令和6年度補正予算分ということで、国の予算とセットで措置する必要がございますので、令和7年度当初予算と令和6年度補正予算、両方の事業について重複して予算を確保しておりますので、不用額が生じたということになっております。ですので、事業については影響ございません。

○坪内委員長

よろしいですか。

○吉田委員

分かりました。

○坪内委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

一般事件案の3件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。承認第1号議案のうち関係分、承認第2号議案及び承認第3号議案について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第1号議案のうち関係分、承認第2号議案及び承認第3号議案については、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第81号議案のうち関係分及び第96号議案について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、資料のほう、6ページをお願いいたします。第81号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第1号）のうち健康福祉部関係分について御説明をいたします。

令和7年度6月補正予算案は、健康福祉部合計で2,500万円余を増額するものでございます。内容につきましては3件ございまして、次の8ページのほうの資料からで御説明をさせていただきます。

まず、1番目としまして、医療政策課の事業ですけれども、准看護師養成所学生向け奨学金制度の創設につきまして、これは制度創設ですので、金額の計上はございません。そ

して、内容としましては、県立松江高等看護学院への進学を前提に、看護師資格の取得を目指す准看護師養成所であります松江看護高等専修学校の学生に対しまして、授業料等に充てる奨学金を貸与する制度を創設することとし、実施主体となります松江市医師会にその原資を支援するものでございます。これによりまして、県立の松江高等看護学院へ進学する流れをより強くし、深刻化する県内の看護師不足への対応策を充実させたいと考えております。

続きまして、9ページをお願いいたします。2番、災害時歯科保健医療提供体制整備事業1、900万円余につきましては、災害時の避難所等における歯科保健医療提供体制を確保するため、国の事業を活用しまして、島根県歯科医師会が実施します歯科診療等の活動に必要な車両及び器具、器材の整備の支援をするものでございます。

続きまして、3番目、高齢者福祉課の訪問介護等サービス提供体制確保支援事業600万円余につきましては、地域における訪問介護等サービスの提供体制を確保するため、国の事業を活用しまして、訪問介護等事業所による介護人材確保体制の構築や経営改善に向けた取組を支援するものでございます。以上でございます。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そうしますと、病院局資料の4ページをお願いいたします。第96号議案、令和7年度島根県病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本年5月の特別職報酬等審議会からの答申に基づきまして、特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例において、島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正が今、提案されております。病院事業管理者の給与月額が100万円から101万円に改正され、施行は令和7年8月1日とされております。これに伴いまして、給料及び期末手当等の増額が必要となります。中央病院で10万7,000円、こころの医療センターで1万円、計11万7,000円の増額をお願いするものでございます。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

嘉本委員。

○嘉本委員

准看護師養成所学生向け奨学金制度ということで、参考の資料で、令和6年度末卒業生の県内就職率が、島根大学看護学科が42.1%、県立大学看護学科が50.6%、県立石見高等看護学院が94.6%、県立松江高等看護学院が80.0%と、かなり就職率に差があるような気がしてるんですが、この辺の原因といいますか、どういうことが理由として上げられるんでしょうか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

看護師養成所の卒業生の県内就職率でございますけれども、やはり石見高等看護学院、松江高等看護学院の学生は地元からの入学が多く、それから、地元へ実習にも行っていた

だいているということもありまして、地元で就職していただくという方が多くなっております。これに対しまして、島根大学や県立大学につきましては、全国から学生を募集していらっしゃるという、学業というか、大学としての学問の部分もございますので、そういった意味で、地元に戻られたりといったところが多くなっているという状況であるというふうに聞いております。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

ありがとうございます。

そういった理由も一つ考えられるのかなというふうに思いますけれども、もし石見高等看護学院様と、それと松江高等看護学院様のほうで、何か他の大学、県立大学のほうで参考になるようなことをやっておられるのであれば、横展開といいますか、していただいて、就職率の向上に資してもらえたらなというふうに思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

養成校、それから大学が集まる場面というのがこれまでちょっと少なかったというところを聞いております。県といたしましても、養成校と大学が一堂に会しまして、そういった県内就職に関することも含めて、意見交換をする場というのもつくっていききたいというふうに思っております。そうしたところで、県内就職の実例等々、報告していただくことなどで広めていききたいと思っております。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

よろしく願いいたします。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。第81号議案のうち関係分及び第96号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第81号議案のうち関係分及び第96号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。

文書表1ページに載せております、新規に受理しました請願第22号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を求める請願」についてです。

この請願を巡る状況等について、執行部から説明してください。

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

請願第22号を巡る状況について御説明いたします。

令和6年度の診療報酬改定は、いわゆる本体部分の改定率がプラス0.88%と、過去10年間では高い水準でありました。全国の6病院団体が令和6年度診療報酬改定後の病院の経営状況を調査したところ、改定後、病床利用率は上昇傾向にあるものの、医療利益率、経常利益率は悪化傾向が認められました。また、医業収益がプラス1.9%であったのに対し、医業費用はプラス2.6%で、医業費用の増加が医業収益の増加より大きくなっており、公定価格である診療報酬が物価、賃金の上昇に対応して上がっていない状況でございました。

これを受けまして、日本医師会と全国の6病院団体が診療報酬等について、高齢化の伸びの範囲内で抑制するという社会保障予算の目安対応の廃止と賃金、物価の上昇に応じて、適切に対応する新たな仕組みの導入について、合同で声明を発表しております。

県におきましては、国への重点要望において、診療報酬改定は従事者の賃金水準の上昇や物価・エネルギー価格の高騰に対し不十分であり、かつ医療機関の経営に大きな影響を与えていることから、遡及して再改定するなど、地域の医療サービスを守り、維持するための必要な対策を講じることを要望しております。また、全国知事会では、物価や賃金の上昇に応じて、適宜適切に診療報酬をスライドさせる仕組みを導入するとともに、危機的な経営状況に対応できるよう、臨時的な診療報酬の改定や緊急的な財政支援を行うことを求めて、5月15日、国に対して緊急要望を行っております。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、御意見等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

この間、繰り返し申し上げているところでもあるんですけども、病院の経営、非常に大変で、病院だけじゃなくて介護もそうなんですけれども。私、知事先頭に、今、状況をよくつかまれた上で、報酬遡及改定を求めるという対応については、私はもう大いに評価したいというふうに思っています。ぜひ議会としてもというふうに思って今日は臨んでおりますので、お願いしたいところなんですけれども、一つ伺いたいのは、この間、先ほどお話があったように、県としても重点要望をする、それから、知事会でも一定の要求をされている、何よりもその現場あるいは業界団体の皆さんも必死に要求されている。この間、骨太の2025なんか見ると、若干言及する部分があったりしているんですけども、具体的な話っていうのはまだこれからだと思うんですけども、現時点で、分かる範囲で結構なんで、国の、いろいろ要望がある中での動きっていうのはどこまで見えてきているものなのか、分かる範囲で結構ですんで、骨太だけならそうかもしれませんし、分かる範囲でいいんで、ちょっと教えていただけますか。

○坪内委員長

藤坂医療政策課長。

○藤坂医療政策課長

私どもに入っている情報ということでありまして、6月13日の骨太の方針のところ、賃上げに確実につながるように的確な対応を行うこと、それから、しっかりと今後、診療報酬改定に向けて調査をする、検証をするというところ等が示されているというところまででございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

ありがとうございました。

国の動きを見ると、例えば三党合意と呼ばれるもので、ベッド数を11万床をさらに削減するという動きがあったり、それから、OTCでしたっけ、薬の関係での保険から外するという動きがあったり、全体として医療費を抑制しようという動きが引き続き見られる中で、私はぜひ、やっぱり地域の実情というのは本当に深刻なので、これは都市部とか地方とか限った話ではなくて、もう全体的にそうなので、ぜひ引き続き、執行部も力を合わせて頑張ってもらいたいというふうに思っていますので、頑張ってください。エールを送ります。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

白石委員。

○白石委員

私も前回だったかな、中央病院の経営について質問しましたときに、私は中央病院ももっと努力してねっていうスタンスだったんですけど、知事のほうからは、そんな内部の努力はもう限界だと、国の改定がないとどうしようもないんだっていう強いメッセージをいただきました。それが今回のこの請願と合致してるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ議会からも上げていくべきかなというふうに思いますので。

○坪内委員長

御意見ということで。

そのほか。

中村芳信委員。

○中村芳信委員

さっきの藤坂医療政策課長の説明で十分状況は分かりました。それから、大国委員が言われたことも分かるんです。冒頭に周山健康福祉部長と山口病院事業管理者からもそういう状況をはっきり言われてるので、議会として、やっぱりしっかりと意見を表明してもいいんじゃないかなと思う。採択で。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

私、安来の選出の議員でございますが、安来を歩いておりまして、医療機関の皆様方

から悲鳴に近い声が聞こえてまいります。非常に厳しい状況だということは分かっておるつもりであります。そして、地域経済というのはやっぱり動いておりまして、それこそ、他の経営体、企業の皆様方と、ある意味で競争をしなければならないという現実もございます。そういう中で、公定価格で仕事をしなければならない皆様方のことを考えると、しっかりとした手当てを国のほうでやってもらわなければならないというふうを考えております。賛成です。

○坪内委員長

ありがとうございます。

よろしいですかね。

それでは、採決をしたいと思っておりますけれども、お諮りいたします。請願第22号を採択とすべきものとするに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手全員。よって、請願第22号は、採択とすべきものと決定しました。

それでは、意見書についてお諮りいたします。案文を準備しておりますので、御意見を願います。

事務局に読み上げていただきたいと思っております。

○事務局（岡崎書記）

失礼いたします。それでは、意見書の案を読み上げます。

医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を求める意見書（案）。

今、医療機関の経営が困難な状況は深刻さを増しており、事業の存続が危ぶまれる事態も生じています。2024年度診療報酬改定は、物価高騰への対応等を踏まえ、プラス改定となったところですが、その後も物価の高騰や職員の賃上げ等への対応により、費用はこれを上回って増加しており、医療機関は厳しい経営を強いられています。

帝国データバンクの報道でも2024年の医療機関の倒産は64件と、過去最高を記録し、今年も高水準で推移しています。このままでは医療機関の事業と運営ができず、地域から医療機関が無くなる、地域医療が崩壊しかねない危機的状況です。

日本医師会・6病院団体合同声明の要望では、令和8年度の診療報酬改定に、①「高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という社会保障予算の目安対応の廃止、②診療報酬等について、賃金・物価の上昇に応じて適切に対応する新たな仕組みの導入の2点を求めています。

また、6病院団体が行った経営状況調査結果として、経常利益で赤字の病院は2023年度の50.8%から61.2%に拡大し、全体の経営利益率はマイナス3.3%、赤字病院に限るとマイナス7.4%でした。6団体は、「ご存じですか？あなたの街の病院がいま危機的状況なのを！！このままではある日突然、病院がなくなります」と経営危機を訴えています。

今、医療機関は、物価高騰や人件費の上昇が経営を圧迫していることに加え、人材不足といった複合的な問題により経営が困難になっており、これらの課題に対処し、住民の命と健康を守り、地域医療を守るため、国の責任において、医療機関の主要な収入である診療報酬の再改定等の対応を取ることが必要です。

記。1、医療機関の事業と経営維持のため、物価高騰、働く職員の処遇の改善に適切に対応できるよう、診療報酬を遡及して再改定することや国による補助制度の創設などの緊急的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上です。

○坪内委員長

ただいまの案文でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、御賛同いただきましたので、島根県議会会議規則第14条第1項により、本委員会取りまとめの議員提出議案とします。

なお、本会議への提出議員は、本委員会の委員及びこの請願の紹介議員としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、そのように決定いたします。

本会議における提案理由の説明については、どなたにお願いいたしましょうか。人選は私にお任せいただけますでしょうか。（「はい」と言う者あり）

それでは、提案理由の説明を岸副委員長にお願いしたいと思います。提案理由の内容は正副委員長で相談させていただきますので、御了承ください。

以上で請願の審査を終了します。

次に、陳情の審査を行います。

文書表4ページに載せております、新規に受理した陳情第120号、第121号及び第122号「訪問系介護サービスを提供する事業所支援について」です。

この3件の陳情につきましては、同じ内容であることから、一括して審査を行います。

この陳情を巡る状況等について、執行部から説明してください。

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

そうしますと、私のほうから陳情第120号、第121号及び第122号を巡る状況について御説明をいたします。

まず、中山間地域や離島といった、いわゆる僻地におきましては、訪問系の介護サービスを提供するに当たりまして、サービス提供先までの移動距離が長いことにより、訪問にかかるガソリン代や時間といったコストが割高になっているところですが、これらが報酬におきまして十分に評価されておらず、採算の確保が難しいという報酬構造上の課題がございます。加えて、訪問介護につきましては、令和6年度の報酬改定で基本報酬が引き下げられたことで、特に僻地におけます事業者の経営が一層厳しさを増している状況がございます。

こうした状況を踏まえまして、県内の一部の市町村では、地域の介護サービスを維持する観点から、訪問介護事業所に対して、利用者宅まで距離や時間を要する訪問を対象として独自の助成を行っている例がございます。しかしながら、本来、僻地であっても事業者

の経営が成り立つことで必要なサービスが維持されるよう、介護保険制度の枠組みの中で、適正な報酬の設定などの対応がなされるべきでございます。

県といたしましては、国に対し、僻地の実態を踏まえ、必要なコストを適正に評価し、介護報酬を遡及して再改定するなど、事業者の経営安定化につながるよう、速やかに必要な措置を講じることを要望しているところでございます。また、全国知事会におきましても、事業者の厳しい経営状況を伝え、令和9年度に予定されております次の定期改定を待たずして、臨時改定等の措置を速やかに講じるとともに、事業継続に向けた緊急的な財政支援を行うことを求め、5月15日に緊急要望を行っているところでございます。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、御意見等はございませんか。

吉田委員。

○吉田委員

今、状況の説明があったところですけども、先ほどの医療と同じで、取り巻く状況は極めて厳しい状況であります。物価高騰や人件費、それから、先ほど嘉本委員からもありましたように、他業界との人の奪い合い、そういった中で、とりわけこの条件不利地域っていうのはもうサービスの維持ができるのかという瀬戸際まで来ると、そういうことに関しまして、この事業支援を求めるといふ本陳情の趣旨については当然理解できるもんだと思っております。

一方で、介護保険制度、これは社会保障制度ですから、国の責任において制度設計並びに運営がなされるべきだと考えると。そういう中で、今回、訪問系介護サービスということですが、置かれてる状況は、入所系だろうが通所系だろうが、あるいは介護予防系だろうが、もう全く同じ状況で、必死でやって、現場には物すごい重圧がかかっている中で、いつ倒れるかっていうのがもう現場の実態です。

そういう中で、先ほども執行部が言われたとおり、介護保険制度の枠組みの中で、国の責任において適正な報酬の設定の対応がなされるべき、もうこれは明らかでありまして、こうしたことから、昨年の6月議会でも県議会で、訪問介護の基本報酬引下げ撤回と、それから介護報酬引上げの再改定を早急に行うことという意見書を提出しているところであります。

陳情の趣旨は理解できるものでありますし、国への意見書も既に提出しておりますので、本陳情においては趣旨採択とすべきだと私は考えます。

○坪内委員長

そのほかはございますでしょうか。

大国委員。

○大国委員

趣旨採択という意見がありましたが、私もその趣旨は当然理解できますし、県にももっと頑張ってほしいという気持ちもある中で、今回、この趣旨採択という点については賛同しておきたいというふうに思います。

この間、訪問介護のことで、とりわけ訪問介護でいうと、調査もされて、かなり危機的な状況が広がっている中で、全国的にも同じ状況があり、介護に限らず、先ほども議論した

医療の問題でも、国の公定価格によって運営してるっていう、そういう事業所は非常に苦しい状況があって、この間のいろんな議論の執行部の答弁というのは、まずは国がとか、報酬改定された直後からそういう表現をされたと思います。今、一定期間がたって、その影響が広がってきている中で、やはりどうするかっていうところを、当然国の状況は見ながらなんですけれども、検討すべき段階に来ているということは指摘しておきたいなというふうに思いますので、一応今回は趣旨採択は、そこは賛同しておきたいというふうに思います。以上です。

○坪内委員長

ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

白石委員。

○白石委員

私は趣旨採択に賛同いたします。先ほど吉田委員が言われたように、以前も意見書を出してますし。ただ、やっぱり介護系のサービスが引き下げられたことが本当に腹が立って、本当に都会のほとんど動かなくてもたくさんサービスができるところと、島根県のような中山間地で、何キロも行かないと次に行けないようなところを国は全く考えてないっていうことにすごく腹が立っています。趣旨採択、しようがないと思いますが、そういう思いを共有をしたいなと思って発言させていただきました。

○坪内委員長

中村芳信委員。

○中村芳信委員

私の町でもこの御時世、訪問介護やめてもう閉じてしまうっていう話、そういうのがあるので、やっぱり国が本当、今、白石委員が言われたように、真剣に考えないといけないと思う。もうみんなそういう意味で、切り捨てようとしてるし、これだけじゃなく。そういう意味で、議会としてはもう去年意思表示してるので、今回は気持ちが十分分かるし、賛同して趣旨採択でいいんじゃないですか。

○坪内委員長

よろしいですか。

河内委員。

○河内委員

私も趣旨採択に賛成の立場でございます。本当に、介護報酬含めですけれども、構造的な問題を正さないと根本原因の解決にはなりませんし、島根県のような条件が不利なところと都会地の格差っていうのがますます進んでいる状況にあると思っておりますので、趣旨を採択して、構造的な解決を国に求めていきたいなというふうに思います。以上です。

○坪内委員長

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。陳情第120号、第121号及び第122号を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手全員。よって、陳情第120号、第121号及び第122号は、趣旨採択と決定いたしました。

以上で陳情の審査を終了します。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、報告事項の1番目、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について御説明いたします。

最初に、この計画の全体は防災部のほうで所管をしておりますけれども、改定内容の多くは健康福祉部の所管事項でございまして、これまでこの委員会と防災地域建設委員会の両方で御説明をしまして、進めてまいったところでございます。このたび、パブリックコメントを経まして、別添の最終の計画案がまとまりましたので、資料のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料のほう、10ページをお願いいたします。10ページ、1番、県行動計画改定の背景、それと、2番、県行動計画の概要につきましては、先般、11月の議会の委員会のほうで報告させていただいた内容を掲載をしておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

続きまして、11ページ、3番、パブリックコメントの実施結果ですけれども、(1)のとおり実施をさせていただきました。(2)のとおり、御意見を4件ほどいただいております。詳細については、薬事衛生課の所管事項でございましたので、後ほど薬事衛生課長のほうから御説明をさせていただきます。(3)のところですが、意見の対応としましては、今後の取組の参考としたいというふうに考えております。

4番の策定経過ですけれども、記載のとおり、市町村ですとか医療審議会等の御意見を伺い、進めてきてございまして、本日、委員会報告の後、計画を改定し、公表をしたいと考えております。

12ページをお願いいたします。12ページ、13ページのところは別紙1としておりますけれども、計画の第3部の中にあります対策項目、13項目ございますけれども、この考え方と取組をまとめた表になっております。表を御覧いただきますと、①の実施体制からずっと行きまして、次のページの、13ページの⑬国民生活及び国民経済の安定の確保まで、項目ごとに準備期、初動期、対応期に分けて、具体的にこの計画の中に盛り込んでおるところでございます。

では、私の説明は以上でございます。

○坪内委員長

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

それでは、私のほうから、資料14ページ、別紙2で島根県新型インフルエンザ等対策行動計画に係るパブリックコメントについての御説明をします。

御意見いただきましたのは、ワクチン接種、専門人材の育成と確保、医薬品の備蓄、それから、検査検体の確保に係る御意見でした。

まず、ワクチン接種につきましては、関係法令や本計画に基づき、適切に実施してまいります。

感染症対策に対応する専門人材の育成と確保につきましては、国の研修制度等を積極的に活用し、高度で専門的な人材の育成に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。また、医療従事者等の応援につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国に要請することが可能となっておりますし、DMATにつきましては、令和4年2月から感染症対応が正式に任務に追加されております。また、災害支援ナースについても、令和6年4月から新興感染症発生時の派遣が可能となっておりますので、必要時にはこれらの制度を利用し、国や他都道府県に対して応援を要請することとなっております。

感染症危機対応医薬品につきましては、国の方針に基づき、計画的な備蓄を継続的に行っているところであります。

さらに、検査検体につきましては、医療機関でのチラシ配布等により、平時から受診者に検体採取への協力を呼びかけております。また、新型インフルエンザ等感染症の発生期には、COVID-19流行時と同様に、保健環境科学研究所が主体的に検査を行うこととしておりますので、COVID-19流行時には検体の確保が十分にできていたことから、今後も同様の協力が得られるものと考えております。

いただいた御意見につきましては、全て今後の施策の参考にさせていただきます。

私のほうからは以上です。

○坪内委員長

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

それでは、定期的に御報告させていただいております国民健康保険料の滞納等の状況について、令和7年2月1日時点の状況を取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。資料が15ページ、16ページとなります。

15ページには各市町村の状況が載せてありますので、また後ほど御覧いただければと思います。

16ページに県全体の状況を載せておりますので、そちらのほうを御覧ください。県の合計ですが、被保険者数10万4,747人、加入世帯数7万4,233世帯に対し、滞納世帯は5,040世帯であり、滞納割合は6.8%となっております。昨年2月1日時点の滞納割合7.0%に比べまして、0.2ポイントの減少ということになっております。

また、滞納世帯に対して発行されております短期証の交付数は46世帯、資格証明書の交付数、または特別療養費支給対象数は337世帯となっております。御承知のとおり、昨年12月2日以降は、マイナ保険証を基本とする制度となり、従来の健康保険証の新規発行が終了したことに併せ、短期証と資格証明書についても既に新規発行は終了しております。先ほど御報告させていただいた短期証と資格証明書の交付数は、調査時点で有効期限内となっているものの交付世帯数となっております。

このたびの制度改正により、長期にわたり保険料を滞納されている方への対応としましては、保険料納付の勧奨や納付相談の機会の確保といった納付に資する取組を行うことが

法律に明文化され、そうした取組を行っても、なお保険料が納付されない場合には、災害や事業の急廃止など、納付ができない特別な事情がある場合を除いて、療養の給付に代え、特別療養費を支給することとなります。

県としましては、市町村に対して納付相談の機会などを通じて状況把握に努めるなど、被保険者の方に寄り添った対応を行っていただくよう、引き続き助言を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

私のほうからは3件御報告をさせていただきます。

まず、資料17ページでございます。介護保険料の滞納状況及び保険料等の減免について、令和7年3月末現在の速報値の状況を取りまとめましたので、御報告いたします。

まず、介護保険料の滞納状況についてです。令和7年3月末の滞納者数は、県全体で2,393人、滞納割合は1.07%となっており、保険者ごとの内訳は表のとおりとなっております。

表の下に過去の状況を記載しております。滞納者数の傾向といたしましては、令和元年からおおむね減少の傾向にあったところでございますが、昨年はその前の年と比較し、増加をいたしました。しかし、今年につきましては、再び前年比較で減少傾向に戻ったところでございます。

続きまして、右側の表に移りまして、介護保険料・利用料の減免などの状況についてでございます。3月末時点での介護保険料の減免者は31人です。また、減免適用者につきましては、風水害、火災等によるものが最も多く、次いで刑事施設への収監によるものとなっております。利用料の減免適用者は5人となっております。

続きまして、18ページに移ります。介護現場革新サポートセンターしまねの開設について御報告をいたします。

このたび、介護現場革新サポートセンターしまねといいます、介護現場の生産性向上、あるいは人材確保に関するワンストップ窓口を開設いたしましたので、御報告するものです。

開設の目的といたしましては、柱書きのほうに記載しておりますが、介護テクノロジーなどを活用して業務改善あるいは効率化を進めることで、介護職員の業務負担の軽減を図りますとともに、業務改善などで生み出した時間を介護ケアなどの業務に充てていただくことにより、介護サービスの質の向上につなげるということを目的としております。

概要は資料に記載のとおりでございますが、まず、このセンターですけれども、1に記載のとおり、公益財団法人介護労働安定センター島根支部といいます、全国に支部のあります公益法人の島根支部への委託により運営することとしております。

2の開設日ですが、本日、6月25日に開設をしております。

3の開所日ですが、こちらのほうは休日、年末年始を除いて、月曜から金曜まで、朝の9時から夕方17時までとなっております。

4の主な業務内容としましては、記載しておりますとおり、(1)の介護事業所などからの生産性向上、人材確保の取組などに関する相談対応をはじめとしまして、生産性向上

の取組に关します研修会の開催、あるいは生産性向上に取り組む事業所などに対する専門家の派遣、介護テクノロジーなどの機器展示会の開催に取り組むこととしております。

5のセンターの人員体制としては、5名体制。

6のこの事業に関する予算額は、1,336万5,000円でございます。

続きまして、資料19ページになります。県において、3年に一度実施しております、介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査について御報告をいたします。今回は、これから実施します調査の概要についての御報告となります。

まず、1に記載しておりますとおり、この調査は県内の介護・障がい福祉現場におけます人材確保の実態や就労動向などを把握し、その結果を基に人材の確保・定着の現状や課題を整理し、今後の施策などについて検討する際の参考資料にする目的で、3年に一度実施しているものでございます。

2の調査時期といたしましては、今年の9月。

3の調査対象としては、介護分野、障がい分野における全ての施設、事業所を対象に実施いたします。

4の調査内容としましては、主な項目を記載しておりますが、過去1年間の職員の採用状況、離職状況や離職理由、あるいは職員の採用ルート、ハローワークを通じてだったりとか、福祉人材を通じてだったりとかありますけれども、そうした採用ルート。また、人材確保のために必要な取組や施策等についても現場の声を伺うことを考えております。

5の調査方法としましては、記載の流れによりまして、電子媒体での提出を考えております。

6に記載しておりますとおり、提出いただきました調査票につきましては、集計、分析の上、2月議会において速報値を公表する予定としております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

私からは2点御報告させていただきます。

最初に、資料20ページになります。令和6年度の児童相談の状況について御報告いたします。

まず、相談件数は、上の表、令和6年度の一番下の行になりますが、児童相談所が2,501件、市町村が970件です。相談の種別は、児童相談所は障がい相談が最も多く、市町村は養育相談が最も多くなっています。

種別の内容につきましては、資料の下の表を御確認ください。

21ページでは、過去10年間の相談件数の推移をグラフで示しています。児童相談所は約2,500件、市町村は約800件から約1,000件で推移しています。

続いて、22ページ、児童虐待相談の状況です。令和6年度は、児童相談所の相談件数は水色の棒グラフで293件、市町村はオレンジ色の棒グラフで193件です。児童相談所は、平成30年度以降、300件を超えていましたが、令和6年度は300件を割りました。しかしながら、平成30年度以前と比べると高止まりの状況です。市町村は令和元年度に過去最高の306件でしたが、令和3年度以降、200件前後で横ばいとなっております。

ります。また、重複件数を除いた実件数は折れ線グラフで示しておりますが、令和6年度は436件で、前年度より71件減少しました。

23ページは虐待相談の受付経路です。児童相談所では警察等、市町村では学校等からの受付が多い状況です。

24ページは主な虐待者です。児童相談所、市町村ともに実母が最も多く、次いで実父で、実母、実父からの虐待が約9割を占めております。

25ページは虐待種別です。児童相談所、市町村ともに心理的虐待が最も多く、次いで身体的虐待、保護の怠慢、拒否となっております。心理的虐待では、児童の面前で配偶者間が暴力を行っている、面前DVが多い状況となっております。

26ページは虐待を受けた児童の年齢です。児童相談所、市町村ともに小学生が最も多く、次いで3歳から学齢前の年齢となっております。しかしながら、小学生の区分は7歳から12歳まで、6年間を計上しているため数字が大きくなっており、そのことを考慮すると、3歳から学齢前に虐待を受けている児童が多いというふうに思っております。

以上が令和6年度児童相談の状況です。

続いて、資料27ページになります。令和6年度における女性相談の実施状況について御報告いたします。

県の女性相談は松江の女性相談センター、大田の西部分室、それから、出雲、浜田、益田の児童相談所と隠岐の分室の6つの相談窓口で対応しております。この報告は県の相談件数をまとめたものです。

令和6年度の相談件数は延べ3,744件で、前年度比で7.4ポイントの減少です。折れ線グラフで示している夫等からの暴力を主訴とする相談は530件で、前年度比で13.3ポイントの減少となっております。過去10年間の相談件数は平均して約4,000件、DV相談は約500件から600件で推移しております。

28ページは相談者の年齢別です。これを見ますと、60歳から64歳の相談件数が突出しておりますが、件数は延べ件数でございまして、これは頻回に相談の電話をかけてくるリピーターの方が多いということが要因となっております。

29ページは主訴別の相談件数です。相談の内容は多岐にわたりますが、夫等からの暴力、離婚問題、ギャンブル、借金、女性問題などの夫婦間の問題の相談が最も多く、全体の38%を占めています。次いで多いのは、相談者の精神的な不安、病気、健康など、医療関係の相談で、全体の28.5%です。

30ページは性暴力被害者支援相談の件数です。令和6年度は延べ150件で、前年度から34件減少しております。電話相談のうち括弧書きの39件については、126件の内数でございまして、これは令和3年10月から設置された国のコールセンター経由で相談のあった件数になってございまして、増加傾向となっております。

31ページは一時保護の人数です。令和6年度は4人で、前年度比6人の減少です。そのうちDVを主訴とするものは3人となっております。一時保護の利用は減少傾向にありますが、これは県の女性相談センターが認知され、各市町村にも相談窓口が設けられたことにより、以前に比べ相談しやすくなり、重篤な事態に至る前に対応できているという面があると思います。一方で、スマホの利用とか外出の制限などが保護所にはあることで、一時保護を躊躇するという要因もあるというふうに伺っております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

子ども・子育て支援課のほうからは2件御報告をいたします。

まず、資料32ページを御覧ください。令和6年合計特殊出生率等について御報告いたします。報告いたします数値は、6月4日に厚生労働省からおおよその数として公表されたものを基にしております。

まず、グラフを御覧ください。合計特殊出生率について、冒頭で健康福祉部長のほうからも申し上げましたが、島根県については、青の折れ線グラフの右端になりますが、前年の1.46から0.03ポイント下げて、1.43となりました。全国値については、赤の折れ線グラフですが、前年の1.20から0.05ポイント下げて、1.15でした。

次に、出生数ですが、棒グラフのとおり、島根県は前年の3,759人から137人減の3,622人となり、合計特殊出生率と出生数ともに過去最低、最少の数値となっております。なお、本県の全国順位につきましては、右下にありますとおり、上位を維持しているものの、出生率、出生数が減少している状況ですので、深刻に受け止めております。全都道府県も対前年比を上回ったところはない結果となり、まさに全国で子どもを産み、育てようという選択をためらわざるを得ない状況が広がっていることの表れと考えております。

なお、資料にはございませんが、令和6年の婚姻件数についても、併せて厚生労働省から公表されており、島根県は1,982件で、対前年5.4%の減少となっております。一概には申し上げられませんが、日本の場合、婚外子の割合は2%程度と低く、婚姻と出生には強い関係性があるということを踏まえ、島根県の婚姻数の減少が出生数に与える影響も注視していく必要があると考えております。県としましては、政府に必要な対策を求めるとともに、市町村と連携し、結婚、出産、子育て支援に関する取組を切れ目なく取り組んでまいります。

続いて、令和7年度放課後児童クラブの状況について御報告いたします。ページは33ページを御覧ください。

令和7年5月1日時点の速報値でございます。放課後児童クラブの充実については、受入れ児童数の拡大、利用時間の延長、放課後児童支援員の確保を三位一体で進めているところでございます。

まず、1つ目、受入れ児童数の拡大について、表の一番右側の増減の列を御覧ください。島根創生計画の取組を行う前の令和元年度と令和7年度を比較しております。クラブ数は28か所の増、受入れ可能数は1,687人の増、受入れ児童数は1,120人の増ということで、いずれも拡大してきております。このほか、保育所等の空きを活用した小規模な児童預かりにより、180人の受入れが行われています。一方、待機児童数につきましては、令和元年度の190人から令和7年度75人となり、115人減少しており、また、前年度の140人と比較しても約半数になっております。要因としましては、待機が集中していた地域におけるクラブの開設や増改築が進んだことなどから、大きく減少した地域があったことによるものです。また、一方で、1年生の入学が増加した地域など、一部の

クラブにおいては定員を上回る利用希望があったため、完全な待機の解消には至っておりません。

続きまして、2番目、利用時間の延長です。これにつきましても、18時半あるいは19時まで開所、また、夏休みなど長期休業期間中の朝7時半からの開所ということに取り組んでおりまして、いずれも令和元年度に比べて延びております。

3番目、放課後児童支援員の確保については、研修実施箇所や回数を増やすなど、充実に取り組んでおりますが、不規則な勤務時間、処遇などの面から人材確保が難しいという状況もございます。支援員の確保に向けましては、処遇改善など、必要な事項は国に求めつつ、県におきましても大学やシルバー人材センターとの連携により、大学生やシルバー人材の方々にもクラブに参画いただく取組を進めてまいります。

私からの報告は以上になります。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

障がい福祉課からは3件御報告いたします。資料の34ページをお願いいたします。

続きまして、障がい者就労継続支援事業所における平均工賃月額の実績について御報告いたします。1の平均工賃月額の実績の表の上から3行目、太線枠内の部分でございますが、就労継続支援B型事業所における令和6年度の平均工賃月額の実績額は2万9,506円で、対前年度比105.2%の増となりました。県が昨年7月に策定した第5期工賃向上計画の目標額2万8,600円を上回る結果となりました。なお、表の上から2行目で旧算定、3行目で新算定と、2段書きにしております。これは表下の注意書きで記載しておりますが、昨年11月に国から示された、新たな計算方法を踏まえて見直したものが新算定になります。詳細は括弧内になりますが、旧算定は支払工賃の総額を支払対象者の総数で割っていたものを、新算定では開所日1日当たりの平均利用者数で割ることに見直されました。これにより、支払対象者の中に利用日数が少ない者が含まれる場合、平均工賃月額が低く算定されていた点が改善され、実態に見合った算定方法になりました。

また、表の一番下の欄、最低賃金が適用される就労継続支援A型のほうも賃金が月額平均10万7,724円と、前年度から上昇しております。

実績に対する評価といたしましては、コロナ禍後の経済活動の持ち直しによる受注の回復、例えば観光業の土産物や宿泊施設のクリーニング発注、製造業の部品製作や施設外での作業請負の増加のほか、事業所の営業活動による新規取引先の確保などが工賃の押し上げにつながったと考えております。

次に、2の本県の平均工賃月額の順位でございますが、表にありますとおり、全国の中でも上位で推移しております。この理由といたしましては、都会地に比べ事業所数が少なく、受注を受けやすいことや、支援機関が事業所の状況を把握しやすく、きめ細かい支援が行き届いていることなどが考えられます。

続いて、3の県の工賃向上支援事業の活用事業所の状況についてでございますが、これまで延べ60の事業所が県事業を利用し、利用した事業所では平均工賃が高くなっております。

報告内容は以上でございますが、引き続き就労継続支援事業所の取組を支援し、工賃の

向上を図っていきたいと考えております。

続いて、35ページをお願いします。障がい者就労施設等からの物品等の調達について御報告させていただきます。

県では、障がい者の自立を支援するため、障がい者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設などから県が物品や役務を優先的に調達することを目的とした方針を定め、調達の推進に取り組んでおります。令和6年度の調達実績を取りまとめ、本年度の目標を設定しましたので御報告いたします。

1の上の表の右側、2行目のところが令和6年度の実績でございます、実績は658件、4,308万円余となり、前年度比で80件、金額は360万円余の増となりました。ただ、目標額としております4,600万円には300万円ほど足りておりません。下の表のほうの内容別となりますけれども、増額となった主な内容は、上から3行目の物品で、イベントグッズ等の発注の増加により100万円余の増、4行目の給食、弁当で、養護学校の給食の発注の増加により270万円余の増となっております。

次に、2の令和7年度の調達方針（案）でございますが、令和3年度から4,600万円を目標額として設定しており、令和6年度の実績が4,300万円と、もう一歩となりましたので、引き続き4,600万円を目標額としてまいります。（2）の今後の取組でございますが、県の各所属に対しまして、障がい者就労支援事業所の提供可能なサービスや物品等について情報提供を行い、引き続き協力を求めてまいります。この件につきましては、以上でございます。

次に、36ページをお願いいたします。島根県ギャンブル等依存症対策推進計画（素案）について御報告させていただきます。

1の計画の概要でございますが、本計画は、令和4年度6月に策定した第1期計画が本年9月末で終期を迎えるため、本年3月に閣議決定された国の基本計画を踏まえ、第2期計画を策定するものです。（2）の1ポツ目でございますが、本計画は、ギャンブル等依存症対策基本法により都道府県に策定が求められている県計画となります。（3）ですが、計画期間は、本年10月から令和10年度末までとなります。

続いて、2の計画の内容でございますが、基本理念といたしましては、依存症である方とその御家族が日常生活、社会生活を円滑に営むことができ、ギャンブル等依存症やそれに関連する問題が根本的に解決されるよう、関連施策や関係機関との連携に配慮しながら支援を行うこととしております。

次ページをお願いいたします。2の計画の内容でございますが、（2）の基本施策につきましては項目立てをしておりまして、1番、予防と普及啓発、2番、早期発見と相談支援、3番、回復支援、4番、基盤整備の4つを柱としております。表の右側でございますが、主な内容につきましては記載のとおりでございますけれども、今回の計画における新たな内容といたしまして、下線部分の箇所でございますが、項目1番の3ポツ目、若年世代に対する予防対策、具体的には学校における相談体制の充実やギャンブル等依存症を盛り込んだ研修の実施、それと、オンラインで行われるギャンブルに関する注意喚起、4ポツ目のところ、警察による、オンラインカジノの利用者のみならず、収納代行者であったり、ウェブサイト上でオンラインカジノの広告を表示し利用者呼び込むアフィリエイトの取締りの強化に取り組んでまいります。それと、4番目の項目でございますが、最後、

一番下のところですが、県による自助グループ等の活動支援を盛り込んでおります。

計画（素案）は別冊資料2でお付けしておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

最後に3番、スケジュールでございますが、7月から1か月間パブリックコメントを実施し、その後、連絡協議会を開催し、計画（案）を審議いたします。そして、当委員会でパブリックコメントの結果と計画（案）の報告をさせていただき、9月末に策定・公表いたします。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長）

そういたしますと、病院局資料の5ページを御覧ください。県立病院の経営改善実行プランにつきまして、中央病院、こころの医療センター分、それぞれについて御説明いたします。

まず、中央病院分でございますが、総務省から示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づきまして、令和6年3月に島根県立病院経営強化プランを策定したところでございます。その具体的な取組を示しました中央病院経営改善実行プランの令和7年度版を4月に策定したところでございます。

2番目のところで収支シミュレーションを行っております。黒い線で表しておりますが、入院・外来収益につきましては令和7年度当初予算、支出につきましては令和6年度の決算見込額をベースといたしまして推計した場合、令和7年度には現金預金残高が枯渇する見込みとなっております。続いて、黄色の線で示しておりますが、収支不足のうち、給与改定や物価高騰などの、病院の努力ではなかなか対応し切れない外的要因によるものにつきましては、令和7年度に新設されました経営改善推進事業のための病院事業債を活用し、借入れを行い、現金預金の枯渇を防ぐこととしております。

あわせて、経営改善実行プランに基づきます経営改善の取組を進めることにより、収入が向上した場合の令和8年度以降の試算を行っております。まず、水色の試算が、入院・外来の患者数は変えず、1人当たりの診療報酬単価を増加させた場合、だいたい色の線の試算につきましては、患者数は変えず、試算①よりさらに1人当たりの報酬単価を増加させた場合を示しております。当面は、経営改善推進事業のための病院事業債の借入れにより資金繰りに対応してまいります。この試算のようにプランの取組を進めることにより、経営改善につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、6ページを御覧ください。3番目といたしまして、経営改善実行プランに基づき取り組む事項を定めております。5項目を掲げておりますが、こちらに記載のとおり取組を進めて経営改善に努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、7ページを御覧ください。こころの医療センター分についてでございます。

まず、1番目の経緯についてですが、こころの医療センターにおいても経営改善実行プランについて、令和6年度に引き続きまして、令和7年度版の作成を行いました。

2番目の収支シミュレーションについてでございますが、黒い線で表しておりますが、入院・外来収益につきましては令和7年度当初予算、支出については令和6年度の決算見

込額をベースとして推計した場合、令和8年度には現金預金残高が枯渇する見込みとなります。このような現金枯渇に至らぬよう、経営改善実行プランに基づく経営改善への取組を進めることによりまして、収入が向上した場合の令和7年度以降の試算を行っております。水色の線の試算1がプランに基づく取組により収入の改善になった場合、だいたい色の線の試算2につきましては、試算1よりもさらに踏み込んだ収入の改善に加えて、患者数は変えず、試算1よりさらに診療報酬の単価を増加させ、費用削減の取組が計画どおり進んだ場合となります。

続きまして、8ページに、経営改善実行プランに基づく取組事項としまして4項目を掲げておりますので、こちらについても記載のとおり取り組んでまいりたいと考えております。

両病院を取り巻く環境は、今年度も、診療報酬の改定もございませんので、厳しいものが想定されますが、様々な窓口を通じて、国への働きかけを行っていくとともに、各病院において策定いたしました経営改善実行プランに示した取組を実行することにより、経営改善につなげてまいり所存でございます。以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

河内委員。

○河内委員

まず、何点かありますが、15ページの国民健康保険料の滞納についてなんですけれども、保険者により、滞納割合というのが非常に大きくばらつきがありまして、併せてですけれども、17ページの介護保険料についても同様のことが言えると思いますけれども、この大きな要因について、県としてどのように捉えておられるのかということと、19ページの介護・障がい者福祉人材の確保・定着ということで、12年ほど前からですかね、調査をされてるということですのでけれども、12年余りにおいてどのような傾向があるのか、複数調査を行ってるので、どこを取ってということではございませんけれども、教えていただきたいのと、ちょっと前後しますが、18ページの介護現場革新サポートセンターしまねが開設をされたということですのでけれども、スタッフの方が5名いらっしゃって、それぞれといいますか、どのような専門性を持った方が配置をされてるのかということと、すみません、質問が多くて申し訳ないですが、27ページです。

27ページから28ページ、29ページ、30ページと資料をつけていただいておりますが、延べ件数の数字ということで、なかなかこれ見る限りでは、リピーターの方がいらっしゃるということで、数字見るだけではなかなか実態がつかみにくいのかなというふうに思ってます。匿名の相談であるということなのかなと思うので、延べじゃなく、何人が相談したかとかっていう数字はつかみにくいとは思いますが、なかなか統計取られてるものの、施策に生かしくいんじゃないかなというのを思ってます。そういった実数といいますか、そういうことを取れるような方針がいいんじゃないかなというふうに思ってます。そのところをお聞きしたいのと、最後ですが、33ページで、児童クラブですね。

児童クラブ、施設も増加をしており、県が旗振りをして増えてきており、それに伴って、子どもの数は減っていますが、入所される児童の数が増えている傾向にあります。なかなかニーズといいますか、ニーズの掘り起こしも含めて増えてるんだというふうに思ってます。

すけれども、今後、一定程度、やっぱり頭打ちを迎える時期が来るのかなというふうに思いますが、そういったところをどういうふうにとrendを見ておられるのか。というのも、児童クラブ数が増えていった後には、やはり定員が埋まらないとか、そういった状況が起こると思いますので、そういったところをどういうふうに見ておられるのかというところですね。

すみません、何点か質問させていただきました。よろしくお願いします。

○坪内委員長

それじゃあ、順番に。国民健康保険料滞納ですかね。

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

国民健康保険の関係、市町村ごとの滞納割合が異なるということで、その辺の県としての捉まえということだったかと思っております。確かにこの表を見ていただくと分かるかなと思うんですけども、特に松江市とか、そういったところでは滞納割合が少し高めになっている。若干、川本町とかいったところもあるとは思いますが、こういったところ、違いが出てくるところとしましては、国民健康保険の加入者の方、やっぱり年齢構成といったところも影響はしているのかなとは思ってはおります。どうしても国民健康保険の被保険者の方っていうのは高齢者の方が多い、もしくは所得の低い方が多いということは一般に言われていることなんですけれども、そうではない、例えば自営業の方ですとか、そういった若い世代の方っていうのはどちらかというと都市部に多いということもありまして、そういった方、年齢、そういった構成の違いによって、こういった滞納割合といったところに違いが出てくるのかなといったところも、これはあくまで推測でありますけれども、考えているところではございます。

県としましては、いずれにしても、こういった滞納の状況といったところ、市町村のほう、いろいろな状況あるとは思いますが、そういった滞納しておられる方の状況といったところをしっかりと把握していただいた上で、納付の相談を受けて、寄り添った対応をしていただくように、引き続き研修会等において市町村に対して必要な助言を行っていきたいと思っておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○坪内委員長

介護保険、秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

私のほうには3点ほど御質問いただいたかと思えます。

まず1つ目ですけれども、介護保険料の滞納状況につきましてです。各保険者ごとの滞納割合等について、高い低いとばらつきがある状況についてでございますけれども、この点、私どもとしても、例えば介護保険料の額との相関関係とか、その辺り様々、要因について分析を試みてはいるんですけども、なかなか確たる要因、これだという決定的な要因にたどり着いてないというのが正直なところでございます。

2点目が介護現場革新サポートセンターしまねについてです。介護現場革新サポートセンターしまねの5人の職員について、こういった専門性を持った方がいらっしゃるかどうかということですが、特別に専門的な資格を持っていらっしゃる方がおられるかということ、

なかなかそういう方はいらっしゃらないといえますか、ただ、職員の中には、県社会福祉協議会にお勤めだった方がいらっしゃったりして、そういった意味で、現場のことを御存じの方がいらっしゃるのか、また、現在、介護労働安定センター島根支部というのが現場に行って、現場の実情について現場の状況を踏まえながら助言をされていらっしゃいますので、そういった点でも現場のことをよく御存じの職員がいらっしゃるということだと思います。

あと、質問の意図と若干ずれるかもしれませんが、このセンターといいますのが、この5名の方で相談された内容について全てお答えをするということではなくて、もちろんセンターでお答えできる内容についてはこの5名の方でお答えをするということはあるんですけども、そのほかにも相談内容に応じて、例えば、人材の関係でしたら県社会福祉協議会の福祉人材センターのほうにつなげるとか、あるいは、経営的な御相談でしたら社会保険労務士の方につないだりとか、そういったかたちで、相談の内容に応じて適所に、それぞれの関連する団体、あるいは関係する方々のところにつなげていくという意味で、ハブ的な役割を担っているということがございますので、その辺は、この5名の方が持ち得ない専門性だったりとかは、そういった関係のところにつなげることで補っていき対応するというところで考えております。

もう1点、介護・障がい福祉人材確保・定着に関する実態調査についての、平成25年以降、調査を行っての傾向についてということでございますけれども、こちらについては、申し訳ありません、平成25年に遡っての傾向というのが、今持ち合わせてないところではございますけれども、前回の令和4年度の調査を見ていきますと、その前の令和元年度との比較で傾向をざっと申し上げますと、人材不足、人材の確保が難しいという状況については、それぞれの事業所において、状況に大きな変化はないというところがこの調査結果から見てとれてるところでございます。

あと、そのほかにも、離職の状況につきましても、それぞれ質問項目があるんですけども、この調査、回答は主なもの3つを選択してもらってますけれども、離職理由については、賃金的なものに限らず、人間関係とか、そういった傾向が見てとれるというところがございます。

そのほかにも、主なところで申しますと、介護職員の採用状況を見てみますと、事業所側希望人数と実際の採用人数のほうは、令和元年度の調査と比較しまして、令和4年度のほうは71.2%から65.3%に低下をしているという状況が見てとれます。ちょっとこちらのほうはある意味特徴的な傾向が出てるところでございます、やはりこの辺り、令和元年から令和4年にかけて、ちょうどコロナ禍ということもあったかもしれませんが、その影響もあったかもしれませんが、採用に非常に苦慮されているという様子が見てとれるかなと思っております。これが、コロナの影響がどれだけあったかというのが、この調査でなかなか測りかねるところはございますけれども、そういった影響もあると思っております。なおかつ、今、事業所の声を聞く限り、人材確保については非常に苦労されているという声を非常に多く聞きますので、この傾向というのは、これは調査をしてみないとはっきりしないところはございますけれども、引き続き変わっていないのではないのかな、と推測しております。

以上でございます。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

私のほうには、女性相談のほうの件数、実件数で調べるべきではないかという御質問だったと思います。この相談件数につきましては、面接相談と電話相談、2つの件数を上げております。確かに面接相談ですと実件数は計れるのですけれども、電話相談のほうは、委員がおっしゃるとおり、匿名で受けております。今言いましたリピーターと思われる方につきましては、毎日、結構何か所かの相談センターに電話をかけてこられるそうでした、その相談自体も内容が様々、例えば、自分の体調のことであったり、御主人のことであったり、家庭生活のことだったり、よって、日によって違っているという状況だというふうに聞いています。匿名の電話ですんで、恐らくこの方、同じ人だろうなという想定の下にリピーターというふうに把握しているところがございます。また、その方以外にもまだ何名か、そこまで頻回ではないですけれども、リピーターの方もいらっしゃるという状態です。そういった方を匿名の電話の中でなかなか特定するというのは非常に難しい状況でもございまして、また、その方が頻回にかけてこられるというのは、やはり相談センターを頼って、よりどころとしているところもあると思っておりますので、そういったリピーターの方の計上を、相談件数の計上をする上でなかなか排除することができないというふうな状況でございます。何かいい方法はということはあるとは思っているのですけれども、現状ではちょっと難しいなというふうに思っています。以上です。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

私のほうには、放課後児童クラブの利用児童数の今後のトレンドということで御質問をいただいたと思います。今後ですけれども、今、クラブの利用児童数は、小学校の児童数の中でどれくらいお入りになってるかということにつきますと、割と低学年の方が多く、高学年の方の利用はまだ少ない状況でございます。特に市部、松江市、出雲市を中心とした市部のほうは、今後、高学年の方の利用のニーズが増えるのではないかとというふうに思っております。これまで入れないというふうに諦めていらっしゃる方もあるかと思いますが、そうしたニーズが掘り起こされて、今後、まだ一定のニーズは出てくるのではないかとというふうに考えておりますが、こうした状況を見ながら、市町村とよく状況を話し合っ、て、見込みを進めていきたいというふうに思っております。

○坪内委員長

よろしいですか。

河内委員。

○河内委員

ありがとうございました。

15ページの国民健康保険料の滞納の割合についてですけれども、多分分析し切れてないところもあるんだと思いますけれども、もちろん被保険者の傾向っていうのはそれぞれの市町村によって異なるとは思いますが、それをもってしても、こんだけ大きな差が出てるということは何か別の要因があるのではないかなというふうに推測されますので、

そういったところ、もう少し県としても状況をつかむ努力が必要じゃないかなというふうに思いますので、意見としてさせていただきます。

あと、児童クラブなんですけれども、今、民間の児童クラブも徐々に増えてきてると、松江市を中心に増えてきてまして、安来でも民間の児童クラブができたりだとか、そういったところも今後増えてくるんじゃないかなというふうに思ってます、基本的にとりか、1年生から3年生が入所するケースが多いのかなと思いますけれども、子ども・子育て支援課長が言われたように、4、5、6年生とかですね、そういったところのニーズも施設の増加に伴い増えてくると思いますので、民間も含め、しっかり支援を継続的にしていただけたらというふうに思います。以上です。

○坪内委員長

御意見で。

そのほかございますか。

白石委員。

○白石委員

すみません、2点お伺いをしたいと思います。

1点目は、14ページの島根県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に関する意見のところですけど、検査体制の維持のところ、私もどうなるのかなって心配をしていて、コロナの最初ぐらいに、機械が足りない、それで、機械は増やしたんだけど、それを使える人がいないということで随分困られた状況があったと思います。こうやって終息してきて、そうすると、買った機械は維持ができるとしても、人が、それを使える体制をつくるってのは非常に難しいんじゃないかなというふうにちょっと心配をしておりました。この答えには、検体の確保に努めているところなんですという書きぶりがありましたけど、そうはいっても、なかなかコロナの最盛期の頃のようなことにはならないと思っていて、その辺の人材確保の見通しというか、その辺り、もしお考えがあれば、どうやって確保していくかっていうところ、もう少し詳しくお聞かせいただければというふうに思います。

もう1点は、女性相談センターについてですけども、何年か前に性暴力被害者の相談も受け付けるようになったと記憶をしております。主訴別相談件数は、国で決まってるような気がするんですけど、この中でも性暴力に関しては、数値とか、パーセントとか分かりませんし、たんぼぼに至ってはどういう相談があったかっていうことも分からないわけですけども、やっぱり新しく加わったそういう主訴別、主訴に関しては、やっぱり把握はできるようにしとくべきではないかなというふうに思うんですが、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

もう1点、女性相談センターの一時保護の人数が非常に減っております。携帯は預かりますよ、現金も預かりますよという形で保護している形がずっと続いていると思っていて、最近、全国的にもこの状況を何とかすべきではないかという議論が起こっていると思っております。なかなか難しいところだと思うんですよ。やっぱり連絡取られちゃうと困るので、難しいところだとは思いますが、いろいろ考えながら、どういうことができるかということを検討していかないといけないと思うんですが、その辺り、どのように考えられていらっしゃるのか、あと、全国の取組とか分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○坪内委員長

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

お尋ねのあった検査体制に関して、まず、パブリックコメントのほうで出てましたのは、検査検体、いわゆるコロナが5類以降になったときに、患者さん等々から検査検体の提供が少なくなってきたということもあって、このことについての御懸念の質問でしたので、先ほどお答えいたしましたとおりです。

なお、検査体制のことに関しまして、研修等に関しては、引き続き部内も含めて進めているところですが、まず、健康福祉部内でこの検査に係る人材としては、いわゆる専門人材、獣医師、あるいは薬剤師、あるいは食品衛生監視員の技師、それから臨床検査技師となっておりますが、これらに関しては、保健環境科学研究所を中心に検査について実施、研修等も含めて技量を高めていくこともしておりますし、また、コロナ禍において一番協力していただいたのは、県の組織内でいえば産業技術センター、そういったところで通常検査に携わってる技師さん等々にもお手伝いいただいたということがありますので、いざ、こういう感染拡大が起こったときには、コロナのときに使った体制を基にして、速やかに実施に踏み込めるように協力体制をつくっていきますし、また、コロナ禍において一番お手伝いいただいたのは、外部としては環境保健公社、あちらのほうの職員さんにもお手伝いいただきましたので、そちらに関しては保健環境科学研究所と技術協力をしていくという形でお話を進めております。恐らくコロナ禍で検査体制を立ち上げるよりは早い段階で検査体制を充実させることができるというふうに考えております。以上です。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

私のほうへは性被害の関係と一時保護の関係の御質問があったと思います。

まず、性被害のところでございます。主訴別の件でございますが、委員がおっしゃるように、29ページの資料の主訴別というのは、国の統計項目でまとめているところがございます。そういったことがあるものですから、次の30ページのところで、たんぼぼでの相談件数を改めて上げさせてもらっているというような状況でやっているところがございます。この中には、前のページの29ページの主訴別の中でも、性暴力のこともあれば、夫婦間の問題のところでも若干そういった性暴力の関係の項目もあろうかと思っております。なかなか国の統計調査の中でまとめることが難しいということで、改めてたんぼぼの相談件数を上げさせてもらっているという状況でございます。

それから、もう1点、一時保護の保護所の制限のことでございます。委員がおっしゃるとおり、DV被害とかあった場合は、当然安全確保のためにスマホとか、そういった利用というのは制限させてもらっておりますし、それは安全確保上必要だと思っております。一方で、委員もおっしゃいますが、DV以外で、外とのつながりがそこまで制限をかけなくていいという方もいらっしゃる、そこが混在しているということもあります。国のほうにおいても、様々な制約がある中でも可能な限り入所者の希望に沿った対応を行うようなガイドラインも出ているところがございます。県といたしましても、そういった、制限を非常に厳しくしなくてもいいという方がありました場合は、2月の議会のときにもちょっと答弁させていただいたのですけれども、一時保護委託におきまして、ス

マホが利用できたりとか、委託先の施設の許可を受けて外出できたりとか、そういった基準を緩和して、入所者の希望に沿った対応をしているところでございます。以上です。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

検査体制は分かりました。

女性相談センターの件ですけれど、たんぼぼの相談件数は、件数としては出てますけど、このたんぼぼの相談件数も、相談内容もいろいろだと思うんですけど、その中でやっぱり性暴力の相談がどのくらいあるのかっていうことをやっぱり明らかにすべきではないかなというのが私の意見です。

一時保護のほうも、委託のほうは緩和するというのは私も聞いておりますが、本体の一時保護のほうもやっぱり少し緩和する傾向にしないといけないのかなというのが私の意見ですので、ぜひまた検討していただきたいと思います。

○坪内委員長

御意見でよろしいですかね。

質疑の途中ではございますけれども、まだ何点か質疑がありそうな予感で、最大限努力しましたけれども、力及ばず、午後から再開を。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は午後1時からとしますので、よろしく願いいたします。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開します。

午前中に引き続いて、報告事項に対する質疑等を行いたいと思います。

吉田委員。

○吉田委員

幾つかちょっと質問させてください。

国民健康保険料の滞納等の状況、これが年々、滞納の割合ですか、下がってきてる、収納に対する努力をされてるんだと思うんですけども、介護保険料もそうですけども、例えば年金からの引き落としとか、給料の場合は社会保険料も一緒くたですけども。そういう中で、滞納の中で、これは都市部なのか分かんんですけど、若い人たちが、もうそんなもん払わないみたいな、働き方にもよるんでしょうけれども、ちゃんとした正職員だとそういうわけにはならんけれども、そうでない人たち、払わない人も増えてるように聞きますけど、今、県の状況はどうなのかというのが1点と、それから、滞納が少なくなっているというのは、余裕ができて少なくなっているとはとても思えないんですね。物価高もあって、生活はどんどん苦しくなっていく。国民皆保険でみんなで助け合って、所得割で払える金額を設定して、みんなで助け合いの社会をつくろうよという、みんなで幸せになろうよという目的からすると、一方で、滞納が減っていることはいいんですけども、それが実際に生活が苦しくなっているんじゃないかっていうところにも目を向けるとすれば、いろんな課の連携によって、その辺の状況把握とか、対策とかっていうのはどうなっているのかっていう質問が1点です。

それから、もう一つ、介護現場革新サポートセンターしまねですね。先ほども河内委員からもありましたけれども、もう人材がないというのが、介護現場の一番のもう悩みというか、危機的な状況ですけど、今頃になってワンストップの窓口とか、何か遅れてるんじゃないのかなという印象が率直に感じるわけですけども、これの周知ですね、今までよりも、こういうものができて、より相談しやすくなりましたとか、そういった周知はどう考えてるのかと、それから、例えば隠岐なんかだと、非常にそういう部分の情報が途絶してる部分があって、どうしていいか分かんないっていう声も実際の事業所レベルでは、あるいは職員レベルでは上がる場所なんですけれども、そういうところに例えば出前で説明に行ったり、相談に行ったりとかっていう、そういった予算っていうのは確保されてるのかなということをお聞きしたいです。

それと、もう1点は、児童相談とか、あるいは女性相談、相当な件数が上がってきてるわけですけども、相談は今年こんだけありましたという報告はいいんですけども、じゃあ、それが累積して、それが本当に解決に向かっているかという状況っていうのはどうやって知ることができるのか、そういう調査とかはどうなってるのかということ。

それと、すみません、もう1点だけ。放課後児童クラブですね、これ、ニーズがどんどんどんどん上がってきてる。一方で、児童クラブ自体も、島根県を見ると地域的な偏在、中山間地とか離島とかで、地域的な偏在というのもどんどん大きくなってるといった印象を持ってるんですけども、放課後児童クラブに子どもたちが、学校が終わっての行き場所になってくるのが常識的になってくると、そういった、隅々に至るまでそういうニーズが、声が高まってくるとすると、その辺の箇所数とか、あるいは利用人数の上限というか、マックスっていうのをどういうふうなところに置いているか。これ、第二の学校じゃないですけど、どんどんどんどん予算も膨らんでいくような話になりはしないか、その辺の判断どう考えてるか。

4点ほどになりますが、よろしく申し上げます。

○坪内委員長

では、順番に。

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

国民健康保険料のほうでございしますが、滞納の方々、若い人が多いんじゃないか、そういった状況はどうかということ、それから、滞納が少なくなってきているようだが、そこについて現状はどうかという御質問だったかと思いますが、先ほどの河内委員のところでも御指摘いただいたところなんですけれども、県のほうとしては、市町村、状況の把握に努めたいとは思っております。定期的に、年3回滞納の状況を御報告させていただいてるところですけども、そういったところで、大きな変化があったところについては市町村に問合せ等もしておりますが、今のところ特段大きな、こういった現状があるというような状況は、今、情報としてはつかんでおりません。ただ、引き続き把握には努めていきたいと思っております。

それから、生活が苦しくなっている実態があるのではないかというお話だったかと思いますが、こちらにつきましては、県としましても、こうした徴収の部門、もしくは納付相談の機会を通じて、生活困窮者といった方々、そういった状況にある方を把

握した場合には、関係機関と連携した対応をしていただくように常々市町村に対してはお伝えしているところをごさいます。こういったところを国の通知等も踏まえながら、引き続き丁寧な対応をいただくように市町村に対して御助言をしていきたいと思っております。以上でございます。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

私のほうには2点御質問をいただいたかと思えます。

まず、介護保険料に関してでございます。こちらのほう、若い方についての滞納の状況については、つかめてないというのが正直なところ。もう一点が、滞納率が少しずつ低くなっているということについてはですが、こちらのほうについても、要因をつかもうとしているのですが、なかなかつかみ切れなところではあります。ただ、私どものほうで、過去の状況を資料の表に記載させていただいておりますが、令和元年、令和2年、令和3年のあたりが、数字が下がっている時期になります。こちらの時期に、特に人口が多い松江市のほうで、それまでの対応等と比較して、何か変化があったかということをお聞きしたところ、ちょうど令和2年、令和3年ぐらいのところ、新たに未納となった方に対して、納付相談につながりやすいよう、電話や訪問等を積極的に行ったとか、あるいは、電話、訪問のタイミングについて、その時間帯を昼間から休日や夕方にするように工夫をされたとか、そういうことで、令和元年、令和2年、令和3年あたりのところで、自治体のほうでいろいろ工夫して対応なさっていることを確認しておりますので、そればかりではなく、複合的な要因は様々あると思えますけれども、一因としてそういったこともあるのかなというふうにお受け止めております。いずれにしましても、介護保険料につきましても、滞納されてる方については個別の相談をしたり、関係機関のほうとしっかり連携を取って、丁寧な対応を取るように、保険者とは情報共有させていただいてるところでございます。

続いて、介護現場革新サポートセンターについて、御質問をいただいたかと思えます。こちらのほうについては、一つ目は、まず、相談対応につきましても、基本的に、資料のほうでも記載をしておりますが、対面や電話やファクス、メールによる対応をいたします。その相談対応に先立って、それぞれの事業所で今お持ちの課題とかを事前に調査票に記入をしていただくということを予定しております。それに応じた形で、適切な御助言をしたり関係機関におつなぎするという対応をいたしますので、基本的に地理的な有利不利というのはあまり生じないかなというのがまず一つでございます。その上で、仮に現地に赴いている助言をさせていただくという場合も、ケースによってはあろうかと思えますけれども、それはもちろん隠岐であろうと、出雲であろうと、石見であろうと、そこはしっかり旅費は確保して対応させていただくことにしております。以上でございます。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

私へは、相談を受けて、その後、解決に向かっているかどうかというところの御質問だ

ったと思います。児童相談におきましては、相談に応じた対応をしております、例えば児童福祉司がいろいろと相談に応じて指導をしたり、場合によっては、施設への措置が必要になれば施設へ措置するとか、里親への養育の委託をするとか、そういった児童相談の対応をしております。

また、女性相談につきましては、3,700件の相談ありますけれども、このうち実際に面接されているのは400件ぐらいで、あとは電話相談がほとんどです。そういった電話相談を受けて、非常に難しい案件、そういったものは面接につなげて、面接相談で、それからまた、必要に応じては市町村の社会福祉の施策の部署につなげて、よりきめ細やかにサポートをして、相談に対応しているというような状況でございます。以上です。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

私への御質問は、放課後児童クラブの関係で、ニーズが上がっている中、一つには、放課後児童クラブの地域の偏在というお話と、それからもう一つは、これから隅々まで放課後児童クラブが広がれば、その施設整備等の予算が大きくなるのではないかというようなことについての考えをお尋ねになったと思います。

まず、放課後児童クラブのほうですけれども、地域でのニーズで待機が発生しているところ、今はこれは市部が中心でして、松江とか出雲といった、そういうところではまだ待機児童数が発生しておりますが、その他のところは、多くは待機児童は発生していない状況ですので、今のところ、ニーズに対して受皿はできているというような状況であると思います。ですので、新設の放課後児童クラブについても、こういったところが中心にできているというような状況で、創設がどんどんどんどん出ているというような状況ではないので、ニーズに合った受入れ可能数の増大が図られているというふうに考えております。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

すみません、先ほどの吉田委員の御質問1点、私、回答を漏らしておりましたので、補足説明させていただきます。

介護現場革新サポートセンターしまねの周知のほうをどうやっていくのかという御質問もいただいております。こちらのセンターを活用いただくのはあくまで事業所になります。従いまして、事業所に知っていただくことが重要になるわけなんですけれども、県内の事業所などに対しては、ファクスでしっかり周知を図りますとともに、事業案内のパンフレットなどを郵送するようにしております。また、市町村、あるいは保険者、あと、関係団体などに対してもメールなど、様々な媒体により情報提供をしっかりと行うということを考えておまして、しっかりその情報が県内の各所に行き渡るように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

ありがとうございました。今の介護現場革新サポートセンターしまね、これ、読む限り、

全く新しい試みだという気がしないですよ。人材不足をどうするかというと、生産性向上というのを掲げて、ICTや介護ロボット、こういったものをいかにどんどん取り入れていくか、たとえ対人サービスとはいえ、もう僕はこういう時代になってくると思いますので、そういう先進的な試みにつなげるようなセンターというか、お金の使い方も含めて、目指していただきたいがなと思ってるんですね。そういう意味では、それこそ部局横断して、もっと商工労働部の中にはこういう情報産業を担当するところもあるわけですから、そういう先端的な試みを部局横断で取り組んでほしいなとも思います。

それから、青少年家庭課長、先ほど私が聞いた中で、こっだけ相談がありました、個々には対応しております、その結果、例えばこっだけ解決しましたという、累積問題件数ではどうなってるかみたいな意味で聞いたんですが、その辺の把握っていうのはしてるんでしょうか。

○坪内委員長

細田青少年家庭課長。

○細田青少年家庭課長

申し訳ございません、何件解決したかとか、そういったところまでは把握しておりません。個別に長期にわたって相談に応じるとかいうことがありますので、そういったところで対応しているというところで、具体的な、数量的な件数までは把握しておりません。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

各児相ではフォローしたり、伴走支援したりしてるでしょうから、またしっかりと指導をお願いします。ありがとうございました。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

4点、ちょっと長くなるかもしれませんが、すみません、意見したいと思うんですけれども、今日、国民健康保険料のことがちょっと話題になってるんですけれども、滞納の数が、介護保険料もそうかもしれませんが、どう見るのかというのは非常に大事な点だというふうに思ってます。大体、国民健康保険料というのは非常に負担のある金額になってますんで、当然滞納の方が発生するっていうようなことはある意味あり得ることで、そんなおかしいことでは全くないと思うんですけれども、ただ、必ずしも生活困窮ばかりとも限らないと思うんですけれども、今回、ちょっと国民健康保険、介護保険で共通みたいな話をするんですけれども、今、公共料金の支払いがコンビニ納付だったりとか、あるいはペイペイで簡単に払えたりとか、利便性という点では高まっていると思うんですよ。介護保険料でいうならば、この間、介護保険料の普通徴収の方っていうのは年金から天引きされてない方なんで、そもそも収入低い方だと思うんですよ。いろんな納付手段ができた中で、払いやすくなった中で、その数字っていうのは変化してきているというふうにも予想はできるんですよ、これだけじゃないとは思いますが、年金もらいながら働いてる人が増えてきて、払えるようになったっていうのも当然あると思うんですけれども、実際は分かりませんが、これだけ払いやすくなった時点においても、なおこうやって滞納

者が出てくるっていうところを僕は着目したいなというふうに思っています。その背景にあるのはやっぱり、この間ずっと、失われた30年じゃないですけど、今、特にまた物価も高くなっていて、とりわけ国民健康保険でいうと、自営業の方はそれなりにいらっしゃいますので、経営が大変になったりとかっていうところは必ず私はあると思います。この間、相談を受けることも当然あるんで、今日もう繰り返し、寄り添った対応、親身な対応ということを言われてるんで、答弁これ以上結構ですけども、そういう視点で、単に市町村の取組で収納の強化、あるいは親切丁寧な対応が数字に表れてるというふうには見ないほうが僕はいいと思うんで、これは意見として言っておきたいなというふうに思います。

それから、あわせて、今回、短期証、それから資格証、マイナ保険証に伴って保険証廃止で、なくなるという話があったんですけども、従来、短期証というのは、滞納者との接触機会を増やすためという名目で期限付の短期証というものが発行されて、その発行に係る手続の中で滞納者の方と対面なりでお会いして納付を促すと、そのための短期証だというふうな言い方がされてたんですよ。今回、健康保険証の廃止に伴って、短期証はもうなくなったんですよ。資格証明書は名前変わって、特別療養費支給対象というふうになったんですけども、この短期証がなくなった影響がどう出てくるのかっていうのは注目してほしいと思うんですよ。もし、これ、短期証なくなっても、様々な保険料の納付とか、変化が出ないということであれば、じゃあ、今までその意味があったのかということにもなるんですよ。過去振り返って、これがどうだったのか検証してもあまり意味があることではないんですけどもね、そういうふうな見方もできると思うし。私が一番心配するのは、この短期証という、私たちが言うところの、言わば制裁的なやり方が、一つ手段がなくなって、残る、いわゆる10割負担になる特別療養費支給対象、従来の資格証明書が、ここが増えるんじゃないかっていうところを懸念するんですよ。その推移をよく見ていただきたいですし、それから、だから、従来は保険料を滞納し、一定短期証というものが発行され、そこでいろいろ接触の機会があった、でも、それがなくなったということは、すなわちいろいろな事情で保険料が納められない方が、いろいろ通知等はされるんでしょうけれども、言わば通知を見ない限り、特別療養費支給対象となるっていうのにひょっとしたら気づかれないかもしれない。そういう方は、医療機関の窓口で、例えばマイナ保険証の方なら、カードリーダーにびっとやったときに、保険資格の確認が行われて、あなたは特別療養費支給対象ですから10割負担ですよっていうふうになるわけですよ。今日、すみませんね、だから、資格証の発行に関して国がいろいろ言ってる中で、特別の事情の有無っていう話、今日もあったと思うんですよ。特別の事情の有無があるんですけども、その把握が私は従来から不十分だっていうことは指摘してきました。その特別療養費支給対象になった方が医療機関の窓口ではじめて分かるっていう状態がどうなのかっていうと、当然、具合が悪いから医療機関を受診するわけなんですよ。そうすると、特別の事情に該当してる可能性が出てくると思うんですよ。だから、そういうところも含めて、今回のこの保険証廃止に伴う様々な変更点が、実際に現場で、あるいは患者側、利用者側からしてどうなるのかっていうところをよくつかんでいただきたいと思うんですよ。その特別の事情の有無というところの把握にひょっとしたらつながるかもしれないし、逆のパターンもあるかもしれん。だから、その、従来のやり方でやってきたのが今は変わるわけなんで、その機会にいろいろ見えてくることあると思うんで、そういうことも含め

て、ちょっと注目していただきたいと思いますし、もっと言えば、大体保険料高いので、高過ぎる保険料を課しておいて、様々な手段で、一部には厳しい取立てもある、払わなければ事実上の保険証取上げになる、こういうことはすべきじゃないということは繰り返し強調しておきたいと思います。

それから、新型インフルの行動計画についてです。当然、行動計画策定して、あらかじめいろんなことを決めておくっていうのは大事だと思うんですけども、一番は、日頃の体制をいかに確保しておけるかだと思うんですよ。病院局の皆さんよく分かると思うんですけども、本当にコロナの中で、何とか乗り切ったって言えるのかどうかも私、分かんないですよ。本当に現場苦勞されて、無理もたくさん生じたというのが、コロナ禍振り返るとそういうことだと思うんですよ。行動計画は、計画はいいんですけども、じゃあ、その計画がスムーズに、あるいは無理なく、過度の負担なくそれが実行できるかという点では、やはり日頃の医療体制含めた、行政側の体制も含めた余裕度というか、本来そういうところをしっかりと確保してこそこの行動計画じゃないかなというふうに思うんですけども、所見があれば伺いたいと思います。

それから、介護人材の実態調査についてです。この間、ずっとやられてきた調査なんで、経年変化を見るという点では調査していただきたいと思うんですけども、はっきり言って、調査した結果が十分に、国ですけども、生かされてないと思うんですよ。調査して分かることっていうのは、傾向はもう大体見えてきているというふうにも思いますし、今日も繰り返し議論してるような、今回、介護ですよ、介護報酬を引き上げなければ経営も厳しくなり、人手の確保もままならないっていうところに手を打たないことには、これはまともな、ここでいうところの、今後求められる施策等について検討するためっていうのが目的なんで、ぜひここにつながるようなことをやっていただきたいというふうに思います。それから、今回、事業所についての調査ですので、あくまでも事業所が雇っていた方たちに対しての調査ということになります。それから、人手の確保という点では、紹介業者をどういうふうに使っているのか、その問題点は何なのかというところを、しっかりこれは実態をつかめるような工夫をしていただきたいと思います。

ですから、経年変化を見たいということで従来どおりやるものに加えて、これできるならばですけども、今、今日時点で起きている介護現場の様々な問題、例えて言うなら、人材紹介会社、人手不足に起因する様々な問題について、事業所の御苦勞がどういうものなのかとか、これ、可能ならば自由記述欄でも設けて、現場のほうからリアルな実態でも聞かせていただけるものならば、それはやってほしいなというふうに思いましたので、訴えたいと思います。これも答弁があればお願いしたいと思います。

それから、最後、ギャンブル依存症対策についてです。最近オンラインカジノってよく問題になりますでしょう、プロ野球選手の方がやられていたりとか、度々ニュースで見るたびに、オンラインでギャンブルなんですよ。文書を見ますと、県内のギャンブルの施設の状況が書かれてるじゃないですか。今、公営ギャンブルの利用っていうのは8割とか9割がオンラインなんですよ。だから、島根県は都会地に比べるとそういう、競馬場もありませんしね、そういうのが少ないとかという評価するのは、私は今のこのオンラインカジノ、オンラインギャンブルがこれだけ蔓延する時点からすると、県内にあるかないかというのはあまり問題にならなくなってくるんじゃないかというふうに思います。

何が言いたいかという、大体、私、これ、大いなる矛盾だと思うんですよ。こうやってギャンブル依存症対策どうするのかって頭悩ますのに、その元であるギャンブルに対する規制というのがあんまり強化されないんですよ。だから、何であれだけパチンコ屋さんがあつて、ネットで気軽に公営ギャンブルができて、その根源の規制強化なり量の規制なりをしっかりとしないとこの問題解決しないかなというふうに思ったところですので、一つは、この依存症対策に今組まれてるこの案が、今日時点のギャンブルの被害の情勢に合うようにしていただきたいということが一つです。そもそもギャンブルが、これだけ公営ギャンブル含めて増えている中で、依存症対策、当然大事なんですけれども、社会のこれ、必要悪ではないと思うんですよ、悪は悪だと思うんで、これについての考え方もしあるならば聞かせていただければというふうに思います。以上です。

○坪内委員長

順番に。国民健康保険はいいですよ。大国委員。

○大国委員

国民健康保険はいいです。

○坪内委員長

いいですよ、意見で。大国委員、介護保険はいいですか。

○大国委員

介護保険はしてください。

○坪内委員長

秦高齢者福祉課長。

○秦高齢者福祉課長

そうしますと、私のほうには、実態調査につきまして、2点ほど御質問いただきました。

まず、今回実態調査をしたことによって見えてきた結果、これをしっかり施策のほうにつなげてほしいということだったかと思えます。一例として御紹介しますと、前回の調査でしたら、その結果を、例えば介護ロボットの支援でしたり、介護助手の支援、そういった施策につなげたという例はございました。ただ、まさに委員がおっしゃいますように、この調査というのは調査が終わりではなくて、それをしっかり施策につなげてこそそのものですので、しっかりその辺りは意識して調査を行い、その結果を施策に結びつけるように意識して対応してまいりたいと思えます。

2点目につきましては、この調査を通じて、人材紹介業者の問題など、今日的な課題についてもしっかりとつかんでほしいということだったかと思えます。こちらのほうも、委員がおっしゃいますように、先頃骨太の方針でも不適切な人材紹介に対する対策というのは政府のほうでもしっかりと対策をしていくというように記載されているところでございます。そうした今日的な課題については、例えば今回の調査でも、人材紹介業者を介護事業所のほうでどれだけの経費をかけて利用していらっしゃるのかなどについて調査項目として設けているところでございますけれども、それだけではなく、今日的な課題をしっかりとつかめるように調査項目等、工夫をして対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○坪内委員長

新型インフルエンザ等対策行動計画、宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

まず、一つお話としては、新型インフルエンザ対策等の行動計画に関しましては、感染症にいかに対応しながら社会を前に進めていくのかということが主眼になっておりますので、今、委員から御指摘があった医療提供体制等々につきましては、むしろ昨年度私どものほうで作成いたしました感染症予防計画、こちらに沿って進めていく形になるかというふうに承知しております。これに関しては、新型コロナでの経験を基に医療提供体制、それから検査体制等々含めまして、もし、このような感染症、同じようなパンデミック等々が起こるようであれば、新型コロナウイルス感染症対策で培ってきましたノウハウを生かしまして、当時構築してきました最大体制、これを流行から6か月以内に構築するという形の体制を計画的に進めております。もちろん平時の備えが十分に必要でありますから、これに関しましては、医療提供体制、検査体制ともに通常時から準備を進めていくということで、今、医療提供体制について関係機関等との協定等により連携を進めているところです。ですので、これに関しては、通常の医療とは切り離れたところで、感染症蔓延時に備えての動きとなりますので、粛々と平時から進めていくことになると思っております。以上です。

○坪内委員長

岩崎障がい福祉課長。

○岩崎障がい福祉課長

ギャンブル等依存症の関係についてお答えいたします。まず、今回策定いたしました県計画の素案につきましては、今国会で成立しましたオンラインカジノ規制法を踏まえた中身になっております。課題といたしましては、公営企業のオンラインによるギャンブルですね、県内でも場外馬券場とかがありますけれども、県の心と体の相談センターを相談拠点としておりますが、近年、オンラインによるギャンブルについての相談が増えているという実態もございますので、県内でも同様な状況があるかと思っております。

やはり必要な対応といたしましては、現在社会問題となっております若年層のオンラインギャンブルのことであったり、オンラインカジノについて、オンラインによるギャンブルは投資がごく短期間でかさんでしまうといった実態もありますので、オンラインカジノの違法性であったり、依存症の怖さを周知していくことが大切になっており、併せて、相談支援拠点を引き続き積極的に周知していくことが必要だと考えておまして、素案の中に盛り込んでおります。

それと、大国委員がおっしゃいましたギャンブル自体を規制する必要があるんじゃないかという御意見につきまして、今年3月に国が公表しました国の基本計画の中でも、公営ギャンブルは、競馬であれば農林水産省、競輪であれば経済産業省、ボートレースであれば国土交通省、それぞれ国が実施しておまして、国の基本計画の中に、依存症にかかる対応といたしまして、御家族とか御本人が依存症を断ち切りたいといった場合には、入場制限であったり、オンライン投票の規制をかけたとか、そういった対応策は書かれております。それ以上のことを県で何か取組をとすることはなかなか難しい点はありますけれども、先ほど申し上げましたように、オンラインによるギャンブル、オンラインカジノの対応を早急に進めていく必要があると考えております。以上でございます。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

1点ほど。今日行動計画で先ほど意見したところなんですけれども、確かにいろんな計画定められていて、協定があったりとか、それは大事なことだと思うんです。その内容がきちっと、内容がというか、国民、県民が困らないように、それから、きちっと必要な医療が受けられるように、その体制をいかに取っていくのかっていうところを考えたときに、コロナ禍を経て、みんな苦勞したわけじゃないですか。じゃあ、平時の備え、備えっていうのはいろんな準備したりっていうことも含めて、平時の医療提供体制に余裕がないと、あれだけの大変な感染症蔓延は対応し切れないんですよ。今回というか、この間のコロナ禍でし切れなかったから、いろんな問題が出てきたり、現場が疲弊したりとか、今、当時離職が相次いだという、これも問題になったじゃないですか。だから、そういうそもそものことを考えると、やっぱりゆとりある医療提供体制、行政も含めた、それが必要じゃないかということがお伝えしたかったまでですんで、計画は大事なことで、大いにそれはやってもらって、やっぱり常時のっていうところは、国に対しても、県でもできることのないのかっていうところを踏まえた上で備えていただきたいなということでございます。答弁は結構でございます。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、健康福祉部・病院局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

大国委員。

○大国委員

人材紹介会社を含めてって、介護で今日ちょっと話したんですけれども、医療のほう、ちょっとだけ情報提供させてもらおうと、ある病院が採用活動についてということで情報提供がありましたが、病院の状態、今どうかというと、ハローワーク、当然利用されてるけれども、ハローワーク通じての採用というのはものすごく少なくなってるということ。それから、人材紹介、これ、エージェントって呼ばれてるらしいんですけれども、そういうところを介しての応募、これが成功報酬型で、2年目の総支給額の2割から3割が手数料だという。だから、1人当たり80万から100万円の負担を強いられてるというお話があったり、あるいは、採用支援サービスと呼ばれる、これ具体的にはメディカというものらしいんですけれども、そういうところで、そういうものを利用すると、月20万円、定額なんですよ、毎月20万円払ってそういうサービスを利用してるとか、それから、これもジョブメドレーと呼ばれるもの、これが、公開されてる人材データベースを検索して、事業所側からメッセージを送ってアプローチする、あるいは反応がある、こういうものが、これも成功報酬型、あるいは定額で8万とか10万、こういう実態があるんですね。

それから、今、ナースパワーと呼ばれるものがあったりして、これはいわゆる短期の、ちょっと来ていただく、これも紹介手数料が月額を支給額の10%とか、様々な業者が様々な手段でというか、いろんなやり方で、かなり人材紹介会社がはびこってるって言うところちょっと言い過ぎかもしれませんが、あの手この手で病院に対して接触してくる

そうです。ですから、ぜひこれ、医療関係でもこういう採用の状態がどうなってるかっていうところは、今回介護でしたけれどもね、ぜひ調査していただきたいなというふうに思っています。答弁は結構です。

○坪内委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、以上で健康福祉部、病院局所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○坪内委員長

それでは、これより環境生活部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、環境生活部長の挨拶を受けます。

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

坪内委員長、岸副委員長をはじめ、環境厚生委員会の皆様には、環境生活部所管諸施策の推進につきまして、平素から格別な御支援、御協力を賜り、感謝申し上げます。

はじめに、私のほうから御報告と御案内をさせていただければと思います。

まず、国スポに向けた自転車競技場の整備についてでございます。出雲市内に整備を検討しておりました自転車競技場につきまして、6月9日の提案理由説明の中で知事から説明させていただきましたとおり、出雲市平成町にあります平成スポーツ公園において、新設の具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。後ほど担当室長から説明をさせていただきますが、何とぞ委員の皆様のお理解と御協力を賜りますようお願いいたします。今定例会での御意見を踏まえ、競技開催地である出雲市や競技団体、県スポーツ協会など、関係の皆様と整備に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、熱中症警戒アラート等についてでございます。6月20日に、今年、県内初の熱中症警戒アラートが環境省から発令されました。昨年より13日早い発令でございまして、発令を受け、県の防災メールでの注意喚起に加え、県の公式Xやホームページにより、外出時はしまエコスポットを活用いたしますと、熱中症対策とエネルギー消費量の抑制の双方をうまく調整できることなどを情報発信するとともに、市町村へ住民周知の依頼を行ったところでございます。

この熱中症警戒アラートは、県内に16ある測定地点のいずれかで暑さ指数が33、いろいろ評価した積み上げになりますけど、これが33に達すると予想される場合に発表がされます。昨年は7月から9月の間に41回発令されております。また、県内全ての観測地点で暑さ指数が35に達すると予想される場合は、熱中症特別警戒アラートが発表されますが、これまで全国でも、この特別警戒アラートの発令は一度もないということでございます。暑さ対策に万全を期していただくことと、個々に適切なエネルギー消費を促すことで社会全体での環境負荷軽減を促す取組を、引き続き関係部局と連携して行ってまいりたいと考えております。

次に、お手元に、今後、7月から9月に行うイベント等の一覧をお配りするとともに、そのうちの一部について、チラシを置かせていただいたところでございます。

まず、令和7年度島根県民いきいき活動奨励賞の募集についてでございます。社会貢献活動に関心を高めるとともに、活動を行う団体の社会的評価を高めるため、知事による表彰制度を設けておるところでございます。今週月曜日から8月の2日まで今年度の募集を行ってまいります。該当する団体へのお声がけなど、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、県立美術館では、7月の18日から日本画家の川端龍子展を開催いたします。川端龍子は、横山大観や川合玉堂とともに、近代日本画三巨匠の一人で、80年にも及ぶ画業を県立美術館のほうで御覧いただくことができます。また、石見美術館では、7月の5日から国際的に活躍中の安来市出身のアーティスト「加藤泉 何者かへの道」を開催いたします。学生時代から最新作まで展示するとともに、会期中に御本人が来館され、イベントにも出席されると伺っております。

また、サヒメルでは、7月の19日から夏休みに向けてということになりますが、これまでの太陽系探査の成果や最新の情報を基に、模型や映像、体験展などで楽しく学べる「太陽系大冒険!」の特別企画展を開催いたします。委員の皆様には、お近くにお立ち寄りの際はぜひ御鑑賞いただきますとともに、折に触れ、ロコミなどの御協力もお願いできればと考えております。

次に、しまねレクリエーションフェスティバルでございます。年に2回、東部と西部で開催をしております。今年は、今週の土曜日に、まず、浜田市の県立体育館及び石見武道館で開催をいたします。また、9月の27日には、出雲市の出雲市総合体育館で同じく開催を予定しております。軽い運動ができる服装で、お近くの会場にお立ち寄りいただき、御参加いただければと思います。

それから、もう1点でございます。一覧の8月27日のところになりますけども、世界湖沼の日制定記念イベントを鳥取県と共同して開催することとしております。世界湖沼の日は、昨年12月12日に国連総会におきまして採択をされたところでございます。宍道湖、中海という世界に誇る湖がある当県といたしましても、鳥取県と共同してその良さを、すばらしさを情報発信していくこととしております。

また、水に関する事項では、今週の火曜日になりますが、県内15か所の海水浴場の水質調査結果が全て水質判定基準の最上位のAAであり、遊泳に適した水質であることを公表しております。

海洋の水質を保つためには、良好に保つためには、ごみを流域に出さないための適切処理の取組でありますとか、地元を中心とした清掃美化活動、それから、海域を共にする諸外国との協力など、県民の皆様をはじめ、多くの方々の一つ一つの真摯な取組が相互に作用してはじめて達成できるものでございます。逆に、これぐらいなら別にいいでしょうというような心の隙間が生じますと、たちまちそのバランスを崩してしまい、容易には回復しづらい状況を招いてしまいます。ふだんから自然や環境の問題を意識した行動を実践いただけるよう、分かりやすい広報啓発にも部局と協力して努めてまいります。

本日は、付託議案といたしまして、財産の取得と令和6年度一般会計補正予算の専決処分事件の報告及び承認について審査をお願いしているほか、報告事項といたしまして、令和6年度島根県消費者センター消費生活相談の状況ほか3件を担当課長・室長より御説明させていただきます。なお、本日、松本スポーツ振興課長が諸事情により欠席させていただいておりますこと、何とぞ御了承のほどお願いいたします。

では、本日、どうぞよろしくお願ひいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された環境生活部に係る議案は、一般事件案2件です。

それでは、一般事件案の審査を行います。第93号議案及び承認第1号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

資料の1ページを御覧ください。第93号議案、財産の取得について御説明いたします。

取得の内容ですが、県立水泳プールに整備いたします移動型の電光表示盤2台でございます。取得の目的です。県立水泳プールにおける移動型表示盤は、現在、写真に掲載されているものを2台所有しておりますが、いずれも購入から20年以上が経過しております。2030年の国スポ・全スポに向け、令和8年度以降に予定している県立水泳プール施設改修に合わせて更新を検討しておりましたところ、現在、1台が故障により使用不能となり、残り1台も不具合が生じる状態であり、平時の競技会運営にも支障を来すことから、令和8年度以降の施設改修に先立ち、2台の装置を更新するものでございます。取得の方法ですが、一般競争入札により購入するものであります。取得金額は7,678万円、取得の相手方は、松江市に所在する株式会社愛スポーツでございます。

○坪内委員長

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

資料の2ページをお願いいたします。承認第1号議案、令和7年3月31日付で知事専決処分を行いました令和6年度島根県一般会計補正予算（第11号）のうち環境生活部関係分を御説明いたします。

1の課別予算額の表の補正額の一番下、合計欄を御覧ください。環境生活部全体で616万8,000円の減額でございます。内訳は、2の事業別予算額の表のとおり、自然環境課で三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費が616万8,000円の減となっております。この事業費には三瓶自然館サヒメルの指定管理料も含まれており、補正前の事業費計は4億1,600万円余ですが、今回の専決処分は、下方の枠内、主な理由に記載のとおり、三瓶自然館新館、三瓶小豆原理没林公園「縄文の森発掘保存展示棟」の照明LED化工事の完了に伴う実績減が対象でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

吉田委員。

○吉田委員

この財産の取得について、高いもんだなと思うんですが、これ、メーカー発注じゃなく

て、この愛スポーツさん、これはお店に発注したんですか。一般競争入札、こういったところが応募して、どういう状況だったんですか、もうちょっと聞きたい。

○坪内委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

一般競争入札でこちらの相手方が入札されたものでございます。なかなか競合相手になかったからか、この1社と聞いております。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

それならしょうがないですね。

○坪内委員長

いいですね。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

一般事件案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、お諮りいたします。第93号議案及び承認第1号議案のうち関係分について、原案のとおり可決、承認すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第93号議案及び承認第1号議案のうち関係分については、原案のとおり可決、承認すべきものと決定しました。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

実原消費とくらしの安全室長。

○実原消費とくらしの安全室長

それでは、令和6年度島根県消費者センター消費生活相談の状況について御報告いたします。資料は3ページを御覧ください。

相談件数の推移につきまして、令和6年度中に県消費者センターが受け付けた消費生活相談件数は3,033件で、前年度の3,005件に比べ、28件の増となっています。その主な要因としては、化粧品や健康食品の定期購入関係の相談が前年度と比べると74件増加したことや、インターネットやパソコン使用等に伴う役務に関する相談が43件増加したことなどが挙げられます。なお、定期購入に関する相談は、統計を取りはじめました令和3年度以降最多の343件となりました。また、苦情相談2,615件のうち約4割は通信販売によるものでした。

次に、4ページをお願いいたします。契約当事者の年代別相談件数で見ますと、70歳

代が最も多く、次いで60歳代となっており、60歳以上の契約者に関する相談は4割を占め、年々高まる傾向にあります。一方、若年層では、成年年齢引下げにより成人となった18歳、19歳での相談件数は27件で、前年度から10件の減少でした。

次に、5ページをお願いいたします。苦情相談の内容につきまして、消費者庁が定めるデータベース上の基準で、商品、役務別に分類したものです。最も多いのは商品一般となっておりますが、具体的には、個人情報を求めたり注文サイトに誘導する不審なメールや架空請求などに関する相談をいくくりとしまして、商品一般というふうに呼称しております。

また、化粧品や健康食品では、1回のお試しのつもりで購入したが定期購入契約であったため解約したいといった定期購入に関する相談が多くありました。

また、役務その他では、質問サイトを利用したが解約できない、パソコン使用中にウイルス警告の表示が出たなどの相談が多くありました。全体的に見て、SNSやインターネット広告がきっかけとなった相談が多くなっています。相談の多かった主な内容について、次の6ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次の7ページ、年代別の苦情相談の内容につきましては、先ほど御説明いたしました商品・役務の分類よりも詳細な分類となっております。全年代を通じ、商品一般や健康食品に関する相談が上位となっておりますが、18歳未満の未成年者ではインターネットゲームの課金、20歳代、30歳代では副業に関する相談が多くなっています。

相談の状況につきましては、以上でございます。引き続き学校教育と連携した若年層向けの消費者教育や高齢者の被害未然防止、拡大防止のための見守り活動の推進、出前講座などの啓発も進めてまいります。今後も関係機関と連携し、相談者に寄り添った対応を行ってまいります。

私からは以上です。

○坪内委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

資料の8ページを御覧ください。国スポ「市町村競技施設整備費補助金」申請の状況と今後の対応についてです。

補助金の概要です。国スポに向けて市町村が行う競技施設の整備事業に要する経費のうち、対象となる事業について県が支援を行います。具体的な補助対象事業といたしましては、(1)国スポの施設基準を満たすもの、(2)中央競技団体正規視察時の指摘事項に対応するもの、(3)参加者の危険防止に伴うもの、(4)ユニバーサルデザインに対応するものの4項目でございます。

補助率につきましては、このページ中ほどの表にありますように、一般競技施設と特殊競技施設に区分され、それぞれの整備内容により補助率が異なってまいります。このうち特殊競技施設とは、表の一番下の欄に記載している対象競技の施設で、県内に施設基準を満たす既存の施設がないため、常設や仮設で整備を行う施設のことを指します。

県補助金額につきましては、表の下、「補助金額の考え方」に記載の計算方法により、補助基本額、これは、補助対象経費から、例えば過疎債に対する交付税措置額などの活用による特定財源等控除額を除いた額で、これに規定の補助率を掛けて算出した額となります。

す。例えば、一般競技施設を1億円で改修する場合に、過疎対策事業債を活用する場合は、下表のとおり、事業費に対して70%、この例の場合、7,000万円が交付税措置されますので、これを控除した残りの3,000万円に対し、2分の1を県が補助いたします。

次に、9ページをお願いいたします。令和7年度の当初予算額は、1,600万円余を御承認いただいております。この内訳は、3、補助金申請の状況の(1)の表に記載のあります①から④までの4件の申請見込みを基に、当初予算要求をさせていただいたものです。その後、この4件のうち①から③の事業につきましては、事業計画の一部変更等の検討が続いており、申請に向けての準備がまだ整っていない状況である一方で、新たに準備が整った川本町から1件の申請がございました。

6月現在の状況を改めて整理いたしますと、(2)の表のとおりとなり、申請済み及び申請見込みで計2件となっております。①では、津和野町がスポーツライミング競技の実施に当たって、国スポ施設基準に対応するための施設改修を、②では、川本町が軟式野球競技の実施に当たって、指摘事項に対応するための改修に向けた設計を行う予定となっております。国スポの整備は、開催前年である令和11年のリハーサル大会に間に合うよう、現在、関係市町村において競技施設整備の検討が進められている状況であることから、準備が整った市町村の申請に対し、今後もできるだけ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、10ページをお願いいたします。国スポに向けた自転車競技場の整備についてです。

1、経過についてです。当初、整備予定地となっております出雲市上塩冶町内の斐伊川放水路残土処理場跡地、通称グリーンステップにおける整備につきましては、事業費が当初の想定を超えることが判明したことから、同地における整備の検討を中止し、令和6年5月より、県自転車競技連盟や出雲市等と国スポの対応に向けて協議を続けてまいりました。同年10月には、県自転車競技連盟から出雲市に対し、開催予定地である出雲市内における建設候補地の選定等の検討を要望したことを受けまして、同年12月に、出雲市は県に対し、自転車競技場整備の代替候補地として、同市内平成町にあります平成スポーツ公園野球場と芦渡町にあります旧出雲エネルギーセンターの2か所を提案されました。

この提案を受けまして、県では、2つの代替候補地における現地調査等を行った結果から、今年1月から5月末まで、平成スポーツ公園野球場において、測量、地質調査等を実施いたしました。なお、もう一つの代替候補地である旧出雲エネルギーセンターにつきましては、現地確認によって、整備に伴い、一部のり面の掘削等が見込まれることや大会運営に必要な敷地の確保が困難なことから、詳細調査は見合わせております。

次の11ページをお願いいたします。2、自転車競技場の整備についてです。平成スポーツ公園野球場における測量、地質調査の結果等から、この場所で自転車競技場を整備した場合の概算事業費を21億円程度と試算いたしました。令和5年10月の財政見通しにおいて想定してございました当初整備予定地グリーンステップにおける総事業費25億円程度を下回る見込みとなりますことから、平成スポーツ公園野球場において、新設に向けた具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

事業費の概要の表を御覧ください。令和5年10月の財政見通しでは総事業費を25億

円程度と想定しておりましたが、その後の調査等から、グリーンステップの整備においては、土地の造成等に係る経費の増嵩により、32億円程度に増加する見込みとなりました。一方、平成スポーツ公園野球場の場合、駐車場などの既存施設が利用可能であることなどから、環境整備にかかる経費を圧縮でき、全体整備費を抑えられる見込みとなりました。

施設の概要です。ページ中ほどの写真は、近年整備された鹿児島県根占自転車競技場でございます。近年の自転車競技場では、走路の内側のフィールド内を走路から一段掘り下げることによってフィールド内から競技の状況を見やすくすることや、雨でぬれたときにも滑りにくいようアスファルトで舗装すること。また、ウォーミングアップ、クーリングダウンのための補助走路を設置することが基準等で定められております。加えて、走路の外と内部への出入りの際に、競技を妨げず選手や関係者が安全に移動できるよう地下通路を設置するなど、大会開催基準等に準拠した整備がなされております。

ちなみに、現在の大田自転車競技場はフィールド内が芝生となっており、地下通路等がない仕様となっているため、基準を満たしておりません。新たな競技場では、先ほど御説明させていただいたような近年の基準等に基づき、国スポが開催可能な整備を行いたいと考えております。

3、今後のスケジュールについてです。大会開催1年前となる令和11年のリハーサル大会に間に合うよう供用開始したいと考えておりますので、そのスケジュールから逆算いたしますと、7月以降、おおむねこちらに記載のとおりスケジュールを想定しております。このことを踏まえ、令和7年度の当初予算におきましては、自転車競技場を新設する際に必要な設計費等を御承認いただいているほか、あわせて、詳細設計は1年以上を要する見込みのため、令和8年度に7,500万円余の債務負担を御承認いただいております。なお、実施主体は大田自転車競技場と同様に、公益財団法人島根県スポーツ協会となります。

以上の状況から、7月以降、速やかに事業に着手してまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、出雲市の平成スポーツ公園内での自転車競技場の整備について御承認いただきますとともに、国スポ開催準備に向けて、引き続き御助言いただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

続きまして、(仮称)浜田太陽光発電所について御報告いたします。常任委員会資料12ページを御覧ください。

1の事業概要ですが、この事業は、東京に本社がありますPAG Renewables 合同会社が、次ページの別紙1のとおり、浜田市の浜田リンクスゴルフ場の場所で計画しております。

前ページに戻っていただきまして、事業用地面積が約155ヘクタール、太陽光パネル設置面積が約40ヘクタール、発電所出力が2万9,900キロワットの太陽電池発電所の設置であります。本件は、発電所出力は環境影響評価法の対象規模の出力3万キロワット以上に満たないものの、事業用地面積が島根県環境影響評価条例の対象規模の敷地面積

等50ヘクタール以上に該当することから、条例対象事業として環境影響評価手続が行われます。

次に、2の経過でございますが、今月4日、5日、13日に、事業者が浜田市内で地元説明会を開催したと聞いております。13日には、事業者が条例に基づき、配慮書を県へ提出いたしました。続いて、事業者は、6月17日に、浜田市の広報紙により公告を行い、同日から7月17日まで、浜田市役所環境課及び各支所、県環境政策課におきまして書面による縦覧を、また、事業者のホームページでは電子縦覧を行い、それに合わせて、住民等一般の環境の保全の見地からの意見を受け付けております。

3の今後の手続の流れですが、14ページの別紙2を御覧いただきたいと思います。御覧をいただきますと、今回の手続は、大きく4段階あるうちの第1段階の配慮書、環境配慮の検討に当たります。

12ページに戻っていただきまして、今後、事業者は、縦覧に合わせて提出された住民等の意見の概要を県に送付いたします。県は、浜田市に対して意見照会を行います。そして、環境等各分野の有識者から成る島根県環境影響評価技術審査会に諮り、浜田市長の意見を勘案し、住民等の意見にも配慮しながら、答申案の審議などが行われます。そこで取りまとめられた答申を踏まえて、知事の意見を事業者宛てに送付することになります。なお、この知事の意見は、住民等の意見の概要の送付があつてから60日以内に事業者へ送付することとされています。

今回の配慮書手続では、事業の位置、規模等の検討初期段階において環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について、適切に検討されているかといった視点で審査をしっかりと行ってまいります。

説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありました。質疑等はありませんか。

大国委員。

○大国委員

自転車競技場の整備についてですけれども、グリーンステップの当初案に比べると11億円低い数字だということ、分かりました。それで、その初期投資にかかる費用というのは抑えられるということはよく分かったんですけれども、維持管理が当然必要になってくると思います。これ、県で整備しますので、県営の自転車競技場ということになるかと思う……（発言する者あり）は、ならないのね。失礼しました。ありがとうございました。

今後の維持管理に係る試算などしておられましたら、お示しいただきたいなというふうに思いました。

○坪内委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

施設については、公益財団法人島根県スポーツ協会が実施主体となります。その維持管理費用につきましては、今後、施設の詳細設計を行うため、現時点において詳細な費用算定はできておりませんが、人件費、光熱費、設備費等の維持管理費用が発生すると考えております。他県の施設の事例では、年間900万円程度から1,300万円程度と聞いて

おります。このほか、数年に一度、走路のメンテナンス費用というのが発生するというふうに聞いております。以上です。

○坪内委員長

よろしいですか。

大国委員、どうぞ。

○大国委員

浜田の太陽光発電についてですけれども、これ、別紙2のところ、14ページのフロー図で、一番最初の段階みたいなところだと思うんですね。以前、島根県として、大規模太陽光発電整備候補地の公表についてということで、環境政策課で、こういうのやっとなされたんですね、合ってますね。それで、今回のこういう大規模な太陽光発電の事業所、そういう候補で挙げられたところではないところで、こうやってまた大規模に開発が進んで、様々なその影響が、あるいは地元の反応も懸念されるんですけれども、いわゆるこの適地としていたところでないところの開発が進むってことになるのかならないのか含めて、この事業に対する県の評価といいますかね、姿勢をちょっと聞かせていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

今、大国委員から御質問をいただきました件でございますが、太陽光発電の大規模なもの公表という点に関しましては、本件については、そういった対象にはなっていないかと思っております。ただし、適地としてどうかといったところにつきましては、この環境影響評価条例の対象ということで、この審査の過程で調査、あるいは評価をなされ、確認をしていくという手続になるものと考えております。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

そうですね、そうだと思うんですけれども。今回、これはソーラーですけれども、それなりの規模ですよ。この間、県内で風力発電の事業の動きが幾つも見られたり、今回はソーラーですけれども、島根県の自然豊かな、あるいは住環境がある中で、開発がいろんなところであちこち進んで、そういうのがあるたびに住民から反対運動があったりとか、そういうことがあってるっていうのが今の段階で、国に対しては住民合意がないような開発を認めない仕組みをつくるようにということで要求もされていると。松江市さんは条例化に向けて動きがあったりするように聞いてるんですけれども、県内のこのような大規模な開発を一定適地で公表されたのは、それはそれでいいことなんですけれども、一定この地域はふさわしくありませんよとか、そういうところ、しっかり目安的なものを示すことがあってもいいというふうに思うんですよ。当然、環境影響評価で、こういう手続っていうのは大事なことだと思うんですけれども、それを越える対応っていうのは大体できないもんなんですかね。分かる方、どうぞ。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

ただいまございました、事前にそうした適地であるかどうかというところが計れないかというような点でございますけども、実際、適地であるかどうかというところは、やはり調査を踏まえて判断をしていくというところになってきます。ただし、県としましては、やはり再生可能エネルギーの事業におきましては、再生可能エネルギーを円滑に導入していくためには、地域住民の理解が重要であるというふうにまずもって考えておりまして、したがって、事業者は、様々な懸念に対し、丁寧に住民へ説明するなど、適切に対応することが大切ということをまずもって考えております。県では、環境影響評価条例におきまして、環境影響評価の対象となる規模要件を法よりも広く設定することで、これ以上の条例制定について考えてはおりませんが、法よりも厳しく確認をしていくというところなので対応というふうに考えております。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

別に答弁は間違っていないと思うんですけども、私が言ってるのは、何年か前に適地っていうことで公表された一例なんですよね。そういうことをやれっていうことではなくて、人が住んでる地域にはつくっちゃいけませんよと、大事な自然環境があるところは大体やめましようねとか、いわゆるゾーニングですよ、ゾーニング。そういう考え方を取り入れて、現時点での環境影響評価を含めた様々な規制を一つ超えるような取組はできないのかということをやったまででございます。だから、事業者側が、土地を探し、ここでやりたいってやってからはじめてこういう段取りが取られるじゃないですか。いろいろ住民から不安の声がばっと上がってくる。そのたびに運動があったり、労力も使うじゃないですか。だから、あらかじめここにはつくるのやめときましようねっていう、ここはいいですよと、ゾーニングをはっきりさせておいて、規制かけとくと、それは再生可能エネルギーの導入にもつながるだろうし、自然環境の保全だとか、住環境の保全だとか、そういうことに寄与するというふうに思うので、また考えてみてくださいませ。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

白石委員。

○白石委員

関連して、もう既に地元説明が終わってるようですが、何か意見が出ていけば聞かせてくださいというのが一つ。

もう一ついいですか。

○坪内委員長

はい、白石委員。

○白石委員

自転車競技場です、国スポの。しょうがないとは思んですけど、昭和57年のくにびき国体のときに大田にたしか造って、その後、活用されずに今回取り壊される予定だと聞いておりますが、出雲はどうなるのかなと。終わった後、どう活用するのかなというのが、何か構想があれば聞かせてください。

○坪内委員長

松尾環境政策課長。

○松尾環境政策課長

ただいま委員よりお話のありました地元説明会の状況でございます。今の、反対等の表立った意見というのはございませんでしたが、パネル設置により、保水能力の低下によりまして、下流域への濁水被害等、水害を心配する声があったようでございます。なお、事業者も想定をしております、今後のアセスメントにおきまして、調整池等の対策を検討されるということだったようでございます。

また、まずもって、ゴルフ場を太陽光発電所にする事となった経緯の説明があるべきという意見もございまして、これにつきましては、今後、事業者が丁寧に説明されるよう求めてまいりたいと考えております。以上です。

○坪内委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

大田の自転車競技場につきましては、竣工から40年が経過して老朽化が著しいということと、それから、敷地面積になかなか余裕がなく、この国スポの運営、現在の基準が変わった国スポの運営等、もしくは地下道の新設に必要なスペースの確保などが難しいことから、こちらでの改修は難しいだろうということで新設を検討していた経緯があります。

それで、出雲に新たに平成スポーツ公園内にできたときになんですけども、この国スポ、今、国スポができる開催基準を満たした競技場ができることで、全国大会も開催できる施設となります。中国5県には、自転車競技場は鳥取県の倉吉市と合わせまして2つしかないことから、競技団体が地元出雲市とも連携し、大会を誘致するなどにより、自転車競技の振興をしていくということを期待しておりますし、県としても支援してまいりたいと考えております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

今からどうって言いようもないですけど、ぜひ、やっぱりせっかく大金をかけて整備をするので、大田の自転車競技場の二の舞にならないように、しっかり活用を考えてほしいと思います。お願いします。

○坪内委員長

そのほかございますか。

吉田委員。

○吉田委員

消費者センター消費生活相談の状況は事細かく出てるので、状況はよく分かります。この状況の中で、相談受けてアドバイスによって解決すりゃいいんですけど、なかなか解決してないんだろうなと思います。特に、通販なんかは、相談しても解決しないから相談しないんですよ。そういうことは山ほど実は隠れてると思っておるんですが、この解決の状況というのはどういう把握になっているのかが1点と、それによって、消費者行政にこの調査状況をどう生かしてるのか、お聞かせください。

○坪内委員長

実原消費とくらしの安全室長。

○実原消費とくらしの安全室長

消費者センターで受けました相談の解決状況ということでございますけれども、御自分で解決が可能な方には、解決に向けての御助言ということをしてしておりますので、その結果、解決したかというところまではちょっと把握ができておりません。消費者の方と事業者との間に立ってあっせんということもしておりますので、そのあっせんについては、相談員のほうが間に入りまして、解決はしている件数は、ちょっと今、件数は分かりません、手元にございませぬけれども、解決している事例は多数ございます。

それで、その状況を踏まえましてということなんですけれども、やはり、先ほど委員からもありましたように、相談をしていない方も多数いるのではないかとございませぬが、消費者センターのほうでも、そういった相談の窓口といいますか、そういった啓発はこれまでもしておりますけれども、さらに認知度を高めるように啓発は引き続き行ってまいりたいと考えてございませぬし、やはり現在の、どういった消費者トラブルが多く発生しているかですとか、そういったことの情報発信、それから、いろんなライフステージに応じた啓発、出前講座なども実施をしていって、県民の皆様は消費者センターの存在と消費者トラブルの状況を知っていただくように引き続き努めてまいりたいと考えてございませぬ。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

こういったネット社会の中で、目の前にはないから、もうあっせんができないっていうケースはどんどん増えていくと思うし、そういうのがこういったアンケートで十分に出てこないおそれがどんどん高まっていくんじゃないかなと思いますので、注意を払っていただきたいと思ひませぬし、消費者イコール善人で、被害者でという前提の下に消費者行政をしておるわけなんですけれども、特に、若い人なんかは、こういった、だまされる手口によっては闇バイトとかとんでもないことにつながりかねないわけで、そういったその消費者行政の中で、周知だけではなくて、消費者教育ですね、意識改革というか、しっかりした、消費者というよりは社会で生活する上でのしっかりした常識とともに意識を持っていただくような行政を進めていただきたいと思ひませぬ。今後の方向性について、所見があればお願いしまひませぬ。

○坪内委員長

実原消費とくらしの安全室長。

○実原消費とくらしの安全室長

先ほど委員から御指摘のありました消費者教育につきましても、令和4年度から成年年齢の引下げがあったということもございませぬし、現在、学校と連携した消費者教育というのも実施をいたしてございませぬ。それから、若年層だけではなく、高齢者の消費者被害も依然として多く発生してございませぬので、学校以外のところでも、ライフステージに応じた消費者教育、消費者啓発を実施をしていくとともに、やっぱり相談、何かあったら相談をしていただくような、そういった相談窓口の周知も引き続きやっていきたいと考えてございませぬ。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

お願いします。そういう中で、何でもかんでも、消費者はもう善人だから、何かあったら相談して、それに対応してもらえるんだという、要するに甘えみたいな構造とならないように、そういった厳しい目も消費者にも向ける必要があるのではないかと、教育の観点からも私は思ってるので、その辺も念頭に置いてやってください。ありがとうございます。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

河内委員。

○河内委員

自転車競技場なんですけれども、私、自転車競技場に行ったことがなくて、その規模とか、どんな機能があるのかは、オリンピックを見たりする中でしか何となくイメージがないんですけれども、これ、大きさというか、何か規格があるのかなと思いますけど、どういう大きさなのかっていうことと、大田の自転車競技場は、中が芝で、グラウンドゴルフをされたりとかそういうことは、グラウンドゴルフの利用が非常に多かったというふうに聞いてますけれども、今回、その中の部分っていうんですか、中心の部分は、資料を見るとアスファルト舗装なのかなというふうに思ってますけれども、そういう芝生の施設になれば、例えばサッカーだとか、サッカーの正式な大会は難しいのかもしれないですけど、小さいグラウンドが2つぐらい取れるだとか、何か利活用がさらに進むんじゃないかなという感じもあるんですけれども、何かそういった汎用性がどれだけあるのかということと、その競技場としての規模について、規格について、ちょっと教えてください。

○坪内委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

この自転車競技場の規模につきましては、必ずしもこれというふうに決まっているというよりは、400メートルのコース、333メートルのコース、幾つか規格がございまして、近年こういった、屋内型の場合はもう少し距離が短いんですが、この屋外の場合では、大体今多いのは333メートルというふうに聞いておりまして、それで、近年整備された自転車競技場も、大体333メートルでございます。大田の自転車競技場も全周長が333メートルでございます。大体規模としてはそのぐらいの規模でして、それで、大田の自転車競技場につきましては、インフィールドと呼ばれる、中のフィールド内は芝生になっておりまして、委員のおっしゃられるように、今、グラウンドゴルフとかで使われていると聞いております。

一方で、近年の自転車競技場は、雨が降ったときのスリップ防止のために、中面をアスファルトで舗装することが奨励されておりまして、それで、地下通路とかも設けることもありまして、アスファルトで舗装というのを考えております。

それで、中面の活用についてなんですけれども、中で、非常に、自転車のバンクと言われるところ、走路のところは傷まないように、目的外であまり使われるということがなかなか、要は、例えばあそこにスケボーとかが入って遊ばれる方とか、そういう方もどうも

いらっしゃるようで、そういうことがないようにはちょっとしたい、そういうようなことがない管理をしていきたいとは考えております。ただ、中の活用につきましては、広場になっておりますので、今考えているのでは、自転車競技のロードと言われる外を走るときに、やはりあの自転車もブレーキとかが特殊で、練習とかが要りますので、その練習で広いところで練習する、こういう広場にしたり、もしくは、そういった自転車の体験会をやって、自転車競技人口を増やすような取組をしてはどうかというふうに競技団体と話しているところでございます。

○坪内委員長

河内委員。

○河内委員

基本的に自転車の競技だとか、自転車に関する使われ方のみの使用を想定してるということだと思いますけど、これから利活用といいますか、競技人口の増加も含めて頑張りたいなと思う反面、一方で、汎用性がある競技場にする事で、ほかの競技だとか活用が進むっていうこともあるのかなと思ってます。ただ、仕様があって、その範囲内でしかできない部分もあるんだと思いますが、基本的には自転車の競技や自転車関係のイベントのみで使用するっていう前提でよろしいですか。

○坪内委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

今、そのように決めているというものではなくて、これから考えてまいりたいと思っております。

一つ、平成スポーツ公園内には、グラウンドゴルフ場がありましたり、それからテニスコートがありましたり、幾つかスポーツをできる環境というのが整っております。そういった中で、どのような、例えばそういった広場を使って安全に楽しめるようなイベントというのがどういうものが期待できるかということについては、地元の出雲市さん、それから競技団体とも考えて、その汎用的な使い方というのを検討してまいりたいと思います。

○坪内委員長

河内委員。

○河内委員

ぜひとも、汎用性のある競技場のほうがこれから利活用が進むのかなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

補足訂正をさせていただければと思います。

自転車競技場、今、汎用性というお言葉で委員は結ばれたんですけども、先ほど来説明をしておりますとおり、使える限界がやはりあります。自転車競技場、どうしても専用施設の側面が強うございます。バンクにしても特殊な舗装をかけておりますので、一般の方が上り下りするとかですね、ボールが外に出て行ってコースを傷めてしまう、そうしますと、今度は自転車競技の方がその傷を元にして事故が起こったりもします。

中ほども、今の大田の場合でありますと、芝でつくってもよかった時代というのもございます。一方で、競輪場を御覧になった委員はおられますか。競輪の場合は、優勝レースをやるたびにレースが止まりますので、別に地下から行かなくても、走路を通って出走場所に行けるんですけども、アマチュアのこの自転車競技場は、1日ないしは数日間であくさんのレースを行いますので、どうしても準備をする人、それからクールダウンする人、そうした人の出入りが多くなります。そのため、今の基準でいきますと、地下通路を使って、要は、走路をまたがずに動けるように安全配慮をしてくださいということが規定をされておるところです。そうしますと、インフィールドにどうしても地下から上がってくる出入口ができてしまうんですね。地下通路のところは、どうしてもグラウンドレベルよりも下にありますから、そこに雨水でありますとかそういったものが入らないように上に囲いをかけたりします。これは常設になってまいりますので、真ん中が、陸上競技場の真ん中が空いているようなイメージというよりは、そこに出入りのためのちょっと小屋が建ってる、ですから、その両横に空いてるスペースっていうのは、どうしても限られたものになってまいります。我々も地元の方とお話をする中で、少しでもグラウンドゴルフ場が増えたらどうですかっていうお話もしてはします。まだなかなかアイデアが出てない段階ですので、私も全否定はいたしません、あまり期待をいただいても、実は使い道がそれほどないということも御理解いただければと思います。

○坪内委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、ここで、先ほどの議案第93号議案、財産の取得について、発言内容の一部を訂正したい旨の申出がありますので、清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

先ほど財産の取得で、移動型表示盤の一般競争入札のところ、吉田委員のほうから御質問があった件で、競争入札で1社のみというふうにお答えをさせていただきましたけれども、正確には2社でございました。大変申し訳ありません、訂正させていただきます。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

募集に当たって、島根県に限るとか、そういうあれもないんですか、あったんですか。

○坪内委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

基本的に、競争入札の場合は、島根県に事業所があるというのを基本にしております。もう1件も島根県の事業所でございます。

○坪内委員長

よろしいですか。内容には特についてということで、よろしいですかね。

それでは、報告事項の調査を終了します。

この際、環境生活部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

嘉本委員。

○嘉本委員

先ほどの第93号議案に関連すると思うんですけども、お聞きしておきたかったのは、立派な移動型の表示盤ということでございますが、こういったものには、例えばスポンサーを募集するとか、広告をつけるとか、移動型じゃないですか。何かそういった工夫をする余地というものはあるものなんでしょうか。要は、お金出るばかりじゃなくて、ちょっとお金頂けませんか、地元の企業さんをお願いするというようなことができないものでしょうか。

○坪内委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

こちらについては、表示盤の、あまりこの枠に企業名とか、そういったスポンサー名を載せるところがちょっとどこまであるかというのもありまして、どこまでの何ができるか、この移動型表示盤だけの話ではないのかなというふうに考えております。今後、こういったことも考えていきたいなと思っております。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

ぜひお願いします。表示盤ということですので、これ、いろんな入力ができるんじゃないかなんって勝手に素人ながら思ったりなんかして、いろいろ工夫していただけたらなということと、それと、この国スポ全体に関することで同様に、ネーミングライツとかスポンサーの募集ですね、こういったものが今、状況としてどうなのかっていうことを教えていただけたらなと思うのですが、いかがでしょうか。

○坪内委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ準備室長

国スポに関しての話でちょっとさせていただきますと、3年前に開催が決定をいたしまして、企業協賛ですとか、いわゆるスポンサー的な、名前をお礼に掲示したりという形で企業協賛を募ってまいって、準備費用に充てるということをさせていただきたいと思っております。

施設については、施設……。

○坪内委員長

国スポに関してはっていうことですので、嘉本委員、よろしいですか。

○嘉本委員

はい。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

ちょっと昔のことを言いますとね、ネーミングライツの話は、知事に、その当時の環境生活部が挙げられました。そのときに、澄田さんが知事だったですけども、県民会館が例えばごうぎん会館になりますということで、例えばですよ。そしたら、澄田さんがそんなの駄目だって言って、そういうものはいかんと。これは、その当時の知事さんの御判断。

それから、それは全庁的にぱっと広がって、全庁的にそれはやめようっていうことにはなつたと。だから、今、今度は知事さんが丸山さんに替わってますから、もう一回議論をされて、やるべきじゃないかということになれば、それは、その当時の判断はやめよう。ですから、嘉本委員がおっしゃいますように、ネーミングライツ、建物自体、鳥取なんかたくさんつけてますから、器具の空いたところに障害にならん範囲でつけるっていう案は、一つの案ではあるかもしれない。だから、それはまだ検討されてないじゃないかと僕は認識しとる。

○坪内委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

委員から御披露いただきましたお話ですね、私も別の立場で、若かりし頃に聞いておりました。何度か知事が替わる中で、その議論も重ねてきておるところでございます。

今、県庁の中で申しますと、メインの旗振り役は政策企画監室のほうがしております、私どもの環境生活部で申しますと、箱物としては県民会館があったり、美術館があったり、サヒメルがあったり、体育施設なんかもそうですね、そうしたものがございます。お隣の鳥取県を例に、スポンサーのお名前っていうのは特にどこにこだわることもないじゃないかというお声も確かにございます。私どもも、非公式という言い方にはなりますが、会合とかでお席が隣になった社長様にちょっと聞いてみたりしてるところでは、やはり、企業も何のためにスポンサーをするのか、広告費の考え方なんだと思いますけれども、なかなか一回やったことをじゃあ島根でもっていうことは難しいなど、少レインターバルが欲しいなどかいうお声があったりもします。また、ある人からお聞きしたところでは、例えば、県民会館、グラントワなんかもそうですね、コンサートとかたくさん来られますよね、そうしたときにすごく目立って、いいじゃないかと、私どもなんかは事務的に思ってしまうんですけども、個人的にお聞きした方の言い方では、いい興業は、広告なんか打たなくても売り切れる。だから、せっかく名前をつけたとしても、行政が私たちの名前を売ってくれることがないじゃないかと、だから、払いがいがないっていう言い方をされる方もおられました。

また、もう一つ例を申しますと、例えばスサノオマジックとか、プロのスポーツをされてる方々ですと、やっぱりテレビにどれぐらい映るかっていうことを気にされておられます。また、映る場所、面積などを料金に跳ね返らせているというのが仕組みだと理解しておりますけれども、そうした企業様が求める露出と我々が提供できる箱、また、県民の皆様が今、親しみなじんでいる名前の響き、そうしたものを調整しながらということにはなろうと思います。

一つの方法としては、サウンディングのような形でこの施設、例えばどうでしょうかということをしていくというのも方法だと思いますし、嘉本委員のほうから言われました、高額機器を買うときに、例えばそうしたスポンサーというのも考えられないかというのも方法論の一つだとは思っております。ただ、なかなかそのことに呼応いただける方、また、続けてそれをまた募っていくということを考えていくと、意外とランニングのコストのほうに、要は、行政負担コストのほうがかかる側面もございまして、大きく前進ということにはなっていないというのが現状でございます。ただ、検討は続けさせていただいております。

す。

○坪内委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

担当は政策企画局ということでしたけれども、そのとおりだろうなと思いつつ、ただ、先ほどの美濃部長さんがおっしゃった、どんな場面でどんな露出度がどんな時間できるか、どれだけの規模で皆さん方に見てもらえるかというのは、ハードを管理されておられる環境生活部さんの役割も大きいのかなというふうに思いますし、あるいは、スポンサーですと、商工労働部さんで、企業との接触の多い商工労働部さんにいろんなネットワークを通じて打診をするっていうのも一つの手なのかなというふうに思っております。いずれにしても、この国スポ等が、当然実りあるものにならないといけませんが、できるだけ歳出の面でも貢献できるようにしていただくことを望みたいというふうに思っております。

そして、それに限らず、これは政策企画局の話になるのかもしれませんが、なかなか広告、広告板は設置ができなくても、ネーミングライツができなくても、あるいはスポンサーを募集することができなくても、そういったスペース、時間を活用して、島根らしさみたいなものをPRをしていただくと。非常にたくさんの皆様方が限られた期間に島根に訪れてくださるいい機会でございますので、広報のほうも併せてお願いできたらというふうに思っております。以上です。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で環境生活部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○坪内委員長

それでは、続いて、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談します。今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事柄等がありましたら、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

ありがとうございます。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の実地調査についてであります。はじめに、調査テーマの設定についてです。前回の委員会でお示した調査テーマ案について御意見をいただきましたので、正副委員長で検討し、修正案をタブレットに登録しております。本日、委員の皆様にご確認をいただき、結論を出したいと思っておりますので、よろしくご意見を伺います。

河内委員、吉田委員のほうから御意見がありました点を反映をさせていただきます。

それでは、調査テーマの修正案について、事務局から説明させます。

○事務局（岡崎書記）

失礼いたします。それでは、調査テーマの修正案について説明させていただきます。前回の委員会で、「母子」という表現は母親に限定しているのではないかという御指摘がありましたので、3の調査の内容の（2）について、「父子」を追加して、「生活に困難を抱える母子・父子への支援」としております。

また、調査の対象に障がいを持つ子どもは含まれるのかという御質問があり、含まれますという回答でしたので、3の調査の内容に、（3）として、「その他調査テーマに関連した取組」を追加して、障がいを持つ子どもについては、そこでカバーすることにしております。

その他、一部文言の整理などを行い、1の調査テーマについては、「たちへ」を追加して、「様々な困難を抱える子どもたちへの支援について」としております。以上です。

○坪内委員長

ありがとうございました。

この案について、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

ありがとうございます。

それでは、本日お示しした修正案を調査テーマとすることに決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、県内調査についてであります。調査先及び行程につきましては、正副委員長案を作成し、お示しすることとしておりましたので、事務局から説明させます。

○事務局（岡崎書記）

失礼します。それでは、県内調査について説明させていただきます。

まず、実施要領案のほうを御覧ください。目的につきまして、本委員会では、「様々な困難を抱える子どもたちへの支援について」を調査テーマとして設定することにただいま決定していただきましたけども、その調査テーマに沿って、今後の本県の施策の検討に資することを目的に、県内調査を実施します。日程は、7月29日火曜日、30日水曜日の1泊2日の予定です。調査先及び調査内容ですが、1日目は松江市、2日目は浜田市での調査を予定しております。

1の島根東光学園では生活に困難を抱える母子・父子への支援について、②、③、④の里親家庭サポートセンターでのひら、聖喙寮、浜田児童相談所では家庭での養育が困難または適当でない子どもへの支援について、⑤のこくぶ学園では障がいを持つ子どもへの支援について調査をする予定です。

調査の実施者は、本委員会の委員、地元選出議員、県執行部及び県議会事務局の担当書記の予定でございます。

行程につきましては、県内調査行程表（案）を御覧ください。初日に議事堂別館を出発し、午前中に島根東光学園を調査、昼食を挟んで、午後から里親家庭サポートセンターでのひらを調査し、浜田まで移動して宿泊の予定です。2日目は、午前中に三隅町で聖喙寮を調査、昼食を挟んで、午後から浜田児童相談所と、そこに隣接するこくぶ学園を調査し、帰途に就く予定にしております。なお、細かな時間等については、今後の調整等により変更になる場合がありますので、御了承ください。

事務局からの説明は以上です。

○坪内委員長

ありがとうございました。

この案について皆様から御意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

ありがとうございます。

それでは、詳細につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思います。また、このような計画で議長へ調査派遣承認要求書を提出することとし、派遣委員につきましては、都合がつく限り、委員全員にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

ありがとうございます。

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、県外調査についてであります。実施日程につきましては、先般皆様の御都合を伺ったところ、10月28日火曜日から10月30日木曜日が、最大限委員の皆様に御参加いただける日程のようでありました。よって、この日程で県外調査を実施したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、そのように決定いたします。

調査先の選定につきましては、正副委員長に御一任をいただき、次回の委員会で調査先及び行程についてお示ししたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、これもちまして環境厚生委員会を閉会します。